# 第3期 田原市地域福祉計画

# 田原市地域福祉活動計画

(2019年度~2023年度)

(最終案)



田原市社会福祉協議会

# 目次

<sup>第</sup> 1 <sub>章</sub>		
計画領	策定にあたって	1
1	背景と趣旨	2
2	······· 位置づけ	
3		
<sup>第</sup> 2 <sub>章</sub>		
地域社	畐祉を取り巻く現状	7
1	人口等の現状	8
2	社会福祉資源の概況1	2
3	第2期計画分析1	6
4	市民意識調査から見た状況2	26
5	地域住民等との話し合いからみた状況3	3
6	地域福祉の主要課題3	34
第2		
<sup>第</sup> 3章		
計画の	D基本的なあり方 3	37
1	基本理念3	88
2		88
3		39
<sup>第</sup> 4 <sub>章</sub>		
施策0	D展開 4	1
基本	k目標 1 地域福祉活動への参加を促進するための人材育成、仕組みづくり . 4	12
基本	k目標 2 分野を超えてつなげるための情報提供、情報共有 4	ŀ7
基本	 	<u>i</u> 1
基本	ド目標 4 包括的な支援体制の整備5	8

計画の	の推進にあたって	61
1	計画の周知・啓発	62
2	計画の推進と評価	62
参考資	<u> </u>	
各種族	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	63
1	改正社会福祉法【平成 30 年 4 月施行】	64
2	関係する分野別計画	66
3	地域包括ケアシステムの概要	71
4	介護予防・日常生活支援総合事業の概要	72
5	地域生活支援拠点の概要	73
6	生活困窮者自立支援法の概要	74
7	健康都市の概要	75
8	生活ささえあいネットの概要	76
9	その他	77

# 第 1 章

計画策定にあたって

# 1 背景と趣旨

# (1) 背景と趣旨

全国的に、少子高齢化と人口減少が進んでおり、高齢者の増加、地域社会の変化などにより、福祉に関するニーズは増大し、多様化・複雑化しています。

国は、これまで、高齢者や障害のある方の「地域生活における自立」を支援するために、介護保険法、障害者総合支援法等を整備、現在は、「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)や「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」(平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)に基づいて、その具体化に向けた改革を進めており、平成 30 年 4 月には改正社会福祉法が施行されました。

田原市では、平成 24 年 3 月に「田原市地域福祉計画」を、平成 28 年 3 月に「第 2 期田原市地域福祉計画」を策定し、生活ささえあいネット、災害時避難行動要支援者台帳の拡充を重点施策として、地域福祉全般の推進を図ってきました。

第3期計画では、生活ささえあいネットなど、地域で暮らす方たち同士の支え合いの推進を継続するとともに、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、「我が事・丸ごとの地域づくり」と「包括的な支援体制の整備」を重点的に図ることにより、福祉に関する多様なニーズに的確に応え、市民が安心して健康に暮らす地域の実現を目指します。

# 2 位置づけ

# (1) 根拠となる法律

#### (1) - 1 地域福祉計画

社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画として位置づけられています。

また、厚生労働省より、計画に定めるべき事項も通知されています。

#### (参考: 社会福祉法第 107 条)

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。) を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### (厚生労働省社会·援護局長通知)

- ○要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認の円滑な実施について(平成19年8月)
- ○生活困窮者自立支援方策について など

#### (1) -2 地域福祉活動計画

社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉を推進するための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定するものです。

#### (参考:社会福祉法第109条)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

#### (2)計画と他計画との関係

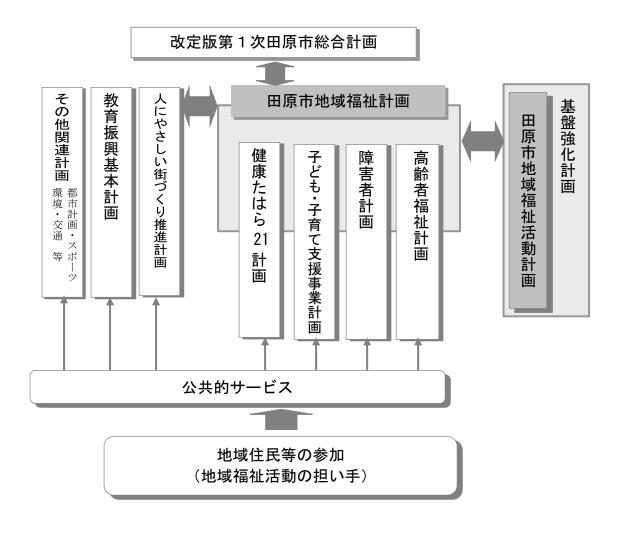
#### (1) - 1 地域福祉計画

この計画は、市総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画で、健康福祉4計画の上位計画としての性格を持ちます。前計画で定めた方向性を継続しつつ、高齢者福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画、健康たはら21計画と整合性を図りながら推進するものです。

また、愛知県の「あいち健康福祉ビジョン 2020」や、愛知県社会福祉協議会の「中期計画(あ・い・ち・ふ・く・し)」とも理念を共有し、計画を推進していくものです。

#### (2) - 2 地域福祉活動計画

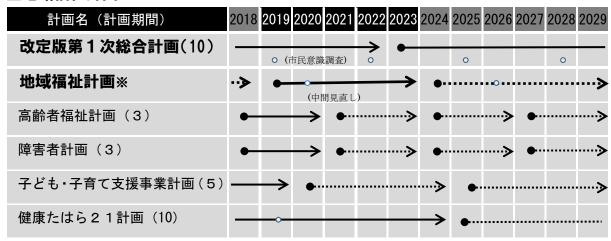
この計画は、社会福祉協議会基盤強化計画の下位計画として、社協の役割の遂行や理念を実現するものとして策定されています。



#### (3)計画期間

本計画の計画期間については、市の健康福祉4計画との連携・整合を図るため、今期の期間を5年間、その後は6年間とします。中間見直しも必要に応じ行います。

#### ■地域福祉計画



※2020年度中間見直しにおいて計画見直し

#### ■地域福祉活動計画



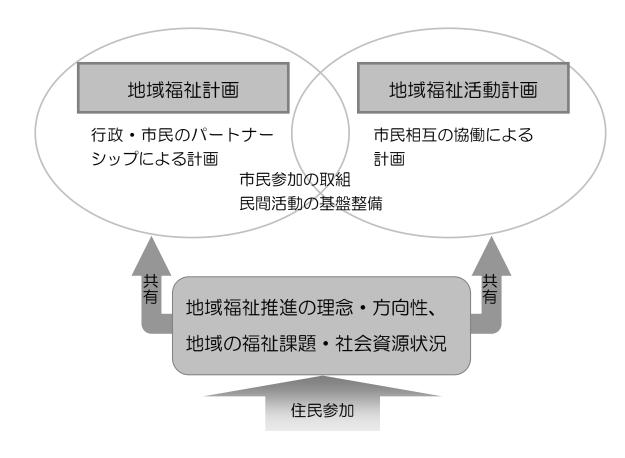
※2020年度中間評価において計画期間見直し

#### (4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画は行政計画として、また、社会福祉協議会が策定する地域 福祉活動計画は住民活動計画として、地域福祉の推進を目指すものである ことを考えると、両計画は「対」をなす計画といえます。

「地域福祉活動計画」に「地域福祉計画」の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携することが重要です。

そのため、本計画は「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」をともに 策定していくものです。



# 3 策定体制

本計画の策定に当たっては、市の健康福祉4計画を中心に、各計画との整合性を図るために庁内ワーキングを開催するとともに、地域包括ケア推進協議会等、地域福祉関係団体から意見聴取を行いました。

また、パブリックコメントを実施し多くの市民の意見聴取に努めました。

# 第2章

地域福祉を取り巻く現状

# 1 人口等の現状

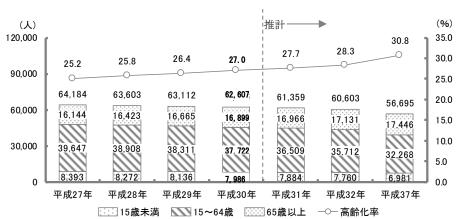
# (1) 人口の推移と人口構成

本市の年齢3区分別人口の推移と推計をみると、総人口は年々減少しており、今後も減少していくことが予測されます。

15 歳未満人口、15~64 歳人口も同様に減少傾向にありますが、65 歳以上人口は年々増加しており、高齢化率も27パーセントを超え、年々上昇しています。

平均世帯人員は、平成30年現在、2.8人となっており、世帯の少人数化が進んでいます。

#### ■ 3区分別人口の推移と推計



資料: 平成 27~30 年 住民基本台帳(各年9月末現在)平成 31~37 年 第7期介護保険事業計画による推計

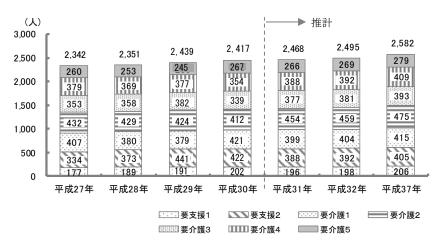
#### (2) 支援が必要な人の動向

#### ア 要支援・要介護認定者数

65 歳以上人口の増加に伴い、微増しています。

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成30年は2,417人となっています。要支援・要介護認定区分別でみると、いずれの区分も各年0.89倍から1.09倍で推移しています。

#### ■ 要支援・要介護認定者数の推移と推計



資料: 平成27~30年 介護保険事業報告(各年9月末現在) 平成31~37年 第7期介護保険事業計画による推計

#### イ 障害者数

#### (7) 身体障害者手帳の所持者数

平成 30 年は 1,702 人となっており、年々減少してきています。人口に 占める手帳所持者の割合は各年ともに約 3%で推移しています。

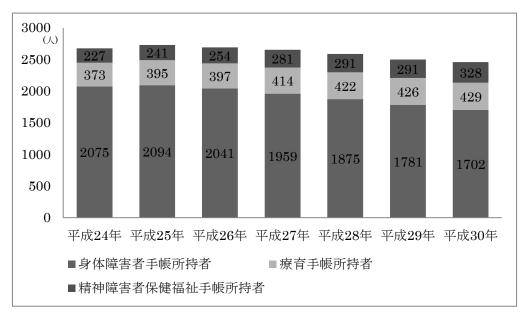
#### (イ) 療育手帳の所持者数

年々増加しており、平成30年は429人となっています。18歳未満の所持者は横ばいですが、18歳以上の所持者が少しずつ増加してきています。

#### (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

年々増加しており、平成30年は328人となっています。手帳を所持していなくても、精神疾患で通院による継続的な治療が必要な人は、自立支援医療を受けることができるため、手帳の交付申請に至らないケースもあります。

#### ■障害者数の推移

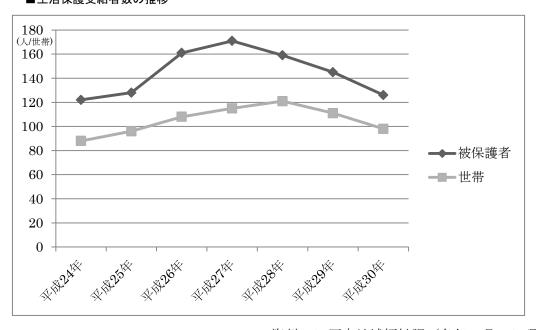


資料:田原市地域福祉課(各年4月1日現在)

#### ウ 生活保護受給者数

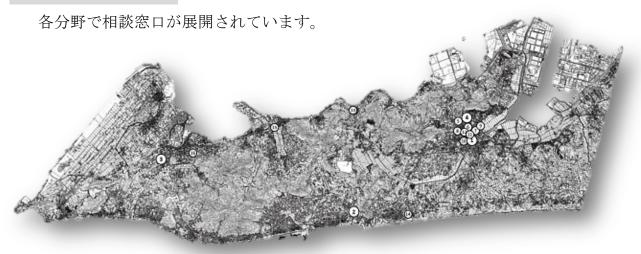
平成27年度をピークに、被保護世帯数は減少しています。雇用情勢が好調なことにより、新規の申請の減少、就労による保護廃止が増加していることに加え、平成28年度から開始した生活困窮者自立支援事業により、徐々に就労・他法他施策につながり、自立が促進された者が増えていることも一因となっています。

#### ■生活保護受給者数の推移



資料:田原市地域福祉課(各年4月1日現在)

# (1) 福祉関係施設



#### ■高齢者支援センター

	事業所名	名称	対象校区	所在地	電話	地図
1	あつみの郷 高齢者支援センター	あつみの郷	田原中部·衣笠· 田原南部小学校区	田原町築出 35 番地 1	22-6784	
		赤羽根 福祉センター	野田小学校区· 赤羽根·泉中学校区	赤羽根町赤土 1 番地 (赤羽根福祉センター)	45-3611	
2	田原市社協 高齢者支援センター	あつみ ライフランド	伊良湖岬小学校区※	保美町寺西 21 番地 10 (あつみライフランド)	34-6630	
		田原 福祉センター	総合相談窓口	赤石二丁目 2番地 (田原福祉センター)	23-0610	
	3 田原福寿園 高齢者支援センター	田原福寿園	東部中学校区· 童浦小学校区	六連町神ノ釜9番地3	27-0882	
2		渥美福寿園	福江中学校区	小中山町一膳松 1 番地 93	32-1788	
3		田原ゆの里	相談窓口	吉胡町蔵王 97 番地 63	24-0888	
		花の里	相談窓口	保美町平城 6 番地1	34-6788	

※平成31(2019)年4月1日伊良湖岬中学校統合による表記変更

#### ■障害者相談支援・計画相談・地域相談・障害児相談

	事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
1	田原市障害者総合相談センター	下記の3事業所が当番 により常駐	赤石二丁目 2 番地	23-3812	
2	田原市社協相談支援事業所	田原市社会福祉協議会	(田原福祉センター)	23-0610	
3	蔵王の杜相談支援事業所	社福)成春館	田原町石取1番地9	23-7511	
4	地域生活支援センター collabo 相談支援事業所	NPO)ふい~る工房	赤石二丁目 2番地 (田原福祉センター)	23-3812	

#### ■障害者計画相談

	事業所名	運営法人	所在地	電話	地図
1	田原授産所相談支援事業所	社福)成春館	田原町石取1番地9	23-7513	

#### ■子育て相談

	事業名	運営	所在地	電話	地図
1	地域子育て支援センター	スタイナ控制	(稲場保育園内専用施設)	23-3513	
'	地域于自て文法センテー	子育て支援課	(伊良湖岬保育園内専用施設)	(子育て支援課)	
2	田原市教育サポートセンター	学校教育課	(赤羽根市民センター)	45-3287 45-3413	
3	家庭児童相談	子育て支援課	(田原市役所本庁舎)	23-3513 <b>25</b>	
4	育児相談、電話相談	健康課	(田原市役所本庁舎)	23-3515 <b>25</b>	
4	4 子どもの心の健康相談		(あつみライフランド)	33-0386 <b>25</b>	
5	教育相談	教育サポートセンター	(赤羽根市民センター)	45−3287 <b>☎</b>	
5	<b>秋</b> 月 竹 畝	学校教育課	(田原市役所本庁舎)	23-3679 <b>25</b>	
6	子ども発達相談室	NPO)ふい~る工房	(田原福祉センター)	23-3513 <b>25</b>	
0	丁C切先建作談王		(山水神仙センダー)	080-5153-6321	

☎電話相談または事前予約制

#### ■健康相談

	事業名	運営	所在地	電話	地図
	)   1, 2, 40 o hate 40 = 10	体序部	(田原市役所本庁舎)	23-3515	
'	心とからだの健康相談	健康課	(あつみライフランド)	33-0386	

# ■生活保護・生活困窮者自立支援事業相談窓口

	事業名	運営	所在地	電話	地図
1	生活保護相談	地域福祉課	(田原市役所本庁舎)	23-3512	
			(田原福祉センター)	23-0610	
2	生活困窮者自立支援事業相談 田原市社会福祉協議	   田原市社会福祉協議会 	(赤羽根福祉センター)	45-3611	
			(あつみライフランド)	34-6630	

#### ■権利擁護窓口

	事業名	運営	所在地	電話	地図
1	田原市成年後見センター	田原市社会福祉協議会	(田原福祉センター)	23-0610	
			(田原福祉センター)	23-0610 <b>25</b>	
2	心配ごと相談	   田原市社会福祉協議会 	(赤羽根福祉センター)	45−3499 <b>☎</b>	
			(あつみライフランド)	33-0279 <b>25</b>	

☎事前予約制

資料:田原市地域福祉課(平成30年4月1日現在)

#### (2)福祉関係団体等

#### ア 社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に位置付けられた地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。田原市社会福祉協議会は、昭和 42 年 3 月 28 日に社会福祉法人の認可を受けています。

地域福祉の推進を図ることを目的に多様な福祉事業を展開するとともに、市の委託事業の実施や、指定管理者として福祉センターの管理・運営を行っています。

#### ○主な事業

法人運営	法人運営事業、共同募金事業、結婚相談事業など
地域福祉活動	ボランティアセンター運営事業、生活ささえあいネット事業、シルバーサロン等、生活 支援体制整備事業など
福祉サービス利用支 援	成年後見センター事業、高齢者支援(地域包括支援)センター事業、障害児者等相談支援事業、生活困窮者自立相談支援事業など
在宅福祉サービス (介護保険事業等)	居宅介護支援事業、訪問介護事業、障害福祉サービス事業、福祉車両運行サービス事業、 配食サービス事業、
施設・指定管理	田原福祉センター及び赤羽根福祉センター管理運営

#### ○地域福祉活動の状況

地域福祉活動の推進のため、市が社会福祉協議会に委託し実施している事業です。

#### (ア) ボランティアセンター運営事業

目的	ボランティア活動を行う個人・団体の養成及び活動支援に努めるとともに、ボランティア 意識の高揚を高め、ボランティアによる福祉のまちづくりを推進する。
主な事業	・各種ボランティア (傾聴・要約筆記・手話等) 養成講座開催 ・ボランティアコーディネート業務 ・ボランティアネットワーク組織の活動支援

#### (イ) 生活ささえあいネット事業

目的	地域住民同士での助け合いの仕組みの必要性が高まっていることから、地域通貨「菜(さい)」を使い、支え合いの支援(お手伝い)をつなぐ。
主な事業	<ul><li>・助け合いに関するコーディネート業務</li><li>・助け合いサポーターの養成</li><li>・通貨利用協力店舗の開拓</li></ul>

#### (ウ) シルバーサロン等

目的	高齢者の地域での居場所・生きがい・つながりの場を提供することで、地域福祉の増進を 図る。
主な事業	・社会福祉協議会主催の基幹的サロンの開設・運営 ・自主グループサロン (シルバーサロン、コミュニティサロン) の育成・支援 (助成含む)

#### (工) 生活支援体制整備事業

目的	多様な地域資源を活用しながら生活支援・介護予防に係るサービスの基盤整備を行う。
主な事業	・地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ・関係機関とのネットワークの構築 ・生活支援の担い手養成やサービスの開発 ・個別ケア会議への出席

#### イ 民生委員・児童委員

民生委員法により社会福祉の奉仕者として、厚生労働大臣の委嘱を受け活動しています。また、同時に児童福祉法により児童委員を兼ねています。任期は3年で、概ね旧町地区ごとに地区民生児童委員協議会(以下「地区民協」という。)を組織しています。主任児童委員は地区民協の規模に応じて配置され、関係機関と連携して、児童の健全育成活動に協力しています。

市域で組織される田原市民生児童委員協議会では、高齢者部会、障害者部会、児童部会、福祉ボランティア部会の4つの部会を設け、「高齢者の地域福祉、在宅福祉を支える活動の支援」「障害者団体や関係施設の活動支援と交流促進」「児童の健全育成活動への支援」「地域でのボランティア活動の推進」を重点活動として、地域での様々な福祉活動に積極的に取り組んでいます。

#### ○地区民協構成人数

地区	民生委員	主任児童委員	計	担当地区
田原東部地区民協	19人	1人	20人	東部中学校区
田原中部地区民協	3 2 人	2人	3 4 人	田原中学校区(旧野田中学校区除く)
田原西部地区民協	6人	0人	6人	旧野田中学校区
赤羽根地区民協	9人	2人	11人	赤羽根中学校区
渥美地区民協	43人	2人	45人	泉、福江中学校区※
計	109人	7人	116人	

※平成31(2019)年4月1日伊良湖岬中学校統合による表記変更

資料:田原市地域福祉課(平成30年4月1日現在)

# 3 第2期計画分析

第2期田原市地域福祉計画(平成28年度~平成30年度)で策定した基本目標と重点目標に対する取組の成果(※)と課題です。

(※)「住民のみなさん」「地域」「行政」「社会福祉協議会」に分けた取組のうち、「行政(市)」「社会福祉協議会(社)」のみを掲載しています。

#### (1) 基本目標に対する取組の成果と課題

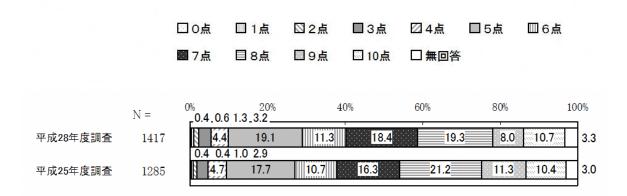
基本目標1 みんなでつくる 助け合い支え合いのしくみ

指 標 「あなたはどの程度幸せですか」

目 標 8.00点

実 績 6.84点(平成28年度市民意識調査)

平成28年度の市民意識調査で、「現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。」という問いに対し、平均点は6.84点であり、平成25年度調査(6.93点)と比べ0.09ポイント低くなっています。



#### (1) - 1地域での助け合い意識の啓発

#### ① あいさつ運動の推進

成果

- (市) 各学校で、児童・生徒が主体となりあいさつ運動が展開されました。
- (社) 老人クラブでは、登下校にあわせ交通立ち番を行いました。

#### ② 助け合い意識の向上

成果

- (市)生活ささえあいネットやボランティアセンターの運営を支援し、助け合いの仕組みづくりを支援しました。
- (社) 市民館や自治会等の定例会等に参加し、顔の見える関係づくりを行いました。また、 住民とともに地域づくりに向けた取組を支援しています。

#### ③ 配慮が必要な人への理解の向上

	(市) 市政ほ―もん講座のほか、認知症・障害者 (児)・人にやさしい街づくりといった各分野で、理解促進のための講座を積極的に開催しました。
	(市) 理解促進・予防等の啓発として徘徊高齢者捜索訓練を開催しています。
	(市)理解と協力の啓発として、ヘルプマーク・マタニティマークを配布しました。
成果	(市) 高齢者の社会参加につながる支援として、高齢者のシルバー人材センター・老人クラブ連合会へ運営費補助等の補助金を交付しています。
	(市) 障害がある方の自立生活に向けての支援や就労に関する支援等を障害福祉サービス にて提供しています。
	(社) 高齢者支援センターや障害者相談(就労)支援、生活困窮者自立相談支援、障害者就 労移行支援事業所、成年後見センター等の事業を運営し、社会と繋がる機会を創出し ています。
課題	・ボランティアや地域住民による見守りネットワークを構築するために、認知症や障害に 対する一層の理解を促進する必要があります。

# (1) - 2 地域での助け合いのための人材育成

#### ① 福祉教育による人づくり

成果	<ul><li>(市)(社)市内全小中高等学校で毎年、車椅子や点字等を使用した福祉に対する社会福祉体験活動などを実施しました。</li><li>(市)田原福祉専門学校では、福祉教育の推進として小・中学校を対象に学校訪問・専門学校への来訪受入により講習等を行っています。</li></ul>
課題	・福祉人材の育成のため、福祉教育は重要です。子どもだけでなく大人も共生社会の理念を 学ぶ機会を提供する等、福祉教育をさらに推進する必要があります。

#### ② 市民活動やボランティア活動の活性化と人材育成

成果	(市) 地域全体で子育てを応援する体制として子育て安心見守り隊を養成しました。 (社) 生活ささえあいネット、ファミリーサポートセンターの活用推進のため、周知啓発 及び、利用促進を行いました。
<i>1</i> 4.4	(社) ボランティアセンター運営による活動のコーディネートや啓発事業の実施を通して、 地域・福祉活動の促進を図りました。
課題	・地域の助け合い・支え合いを担うボランティアは不足しており、一層の人材確保の施策と 福祉教育が重要です。

#### ③ 地域の組織の活性化と人材育成

成果	(市) まちづくりアドバイザーの派遣、地域活動に必要な運営費の助成を行いました。 (社) 民生児童委員協議会、老人クラブ連合会等の事務支援を行いました。 (社) 生活支援体制整備事業により、地域における市民活動の把握を行いました。
課題	・引続きコミュニティ協議会・自治会などの活性化と人材育成のため、支援を行う必要があ ります。

# (1) - 3 地域組織の役割分担と連携

#### ① 各組織の認知度の向上と連携強化

成果	<ul><li>(市)市民活動団体や子育てサークル等との協働による地域団体の活性化や地域の子育て 資源の発掘や育成を行う取組みについての検討会を開催しました。</li></ul>
	<ul><li>(市)田原市地域コミュニティ連合会の運営を行うことで地域組織の連携を強化し、HPの更新により、その活動の紹介を行いました。</li></ul>
	(社) ボランティアや福祉団体の活動、地域の取組を社協だより(広報紙)や社協ホームページで紹介し情報発信するとともに、地域で活動する方たちが地域課題について話し合う機会を設けるよう働きかけました。
課題	<ul><li>・担い手確保の観点からも、積極的に各組織の認知度の向上に取り組む必要があります。</li><li>・地域での活動を活発化させるためにも、既に地域で行われている活動を把握・整理し、わかりやすく周知啓発をする必要があります。</li></ul>

#### ② 地域福祉活動の財源確保と組織体制

	(市)社会福祉協議会・コミュニティ協議会や各種団体に対し、人的支援及び財源的支援 (助成・補助)を行っています。
成果	(社) 生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターを市内圏域に兼務で配置するとともに、地域福祉活動支援のため、コミュニティーソーシャルワーカーの養成に取り組みました。
課題	・地域福祉推進、課題解決のためのコミュニティーソーシャルワーカーを引き続き養成するとともに、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターを市内に適正配置し、更なる地域福祉の推進を図る必要があります。

#### 基本目標2 みんなが利用しやすい 福祉サービスの推進

指 標 生活困窮者自立相談支援事業対象者のうち就労や福祉サービスに結びついた割合

目 標 60%

**実** 績 **51%**(平成 30 年 5 月実績)

平成28年4月から平成30年5月までで、事業対象者のうち就労や福祉サービスに結びついた割合は51%でした。

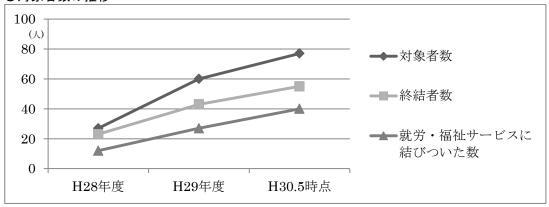
就労や福祉サービスに結びつかなくても、社会福祉協議会による支援(食糧・家計・相談)により社会的孤立が解消されたものは77%にのぼります。困窮状態でなくなったとして支援を終了できているものは、71%を超えますが、その中には、離職や適切な金銭管理ができずに再度対象になる場合等もあり、対象者は年々増加しています。

事業開始から平成30年5月までの対象者累計及び内訳(就労・福祉サービス等に結びついた人数)

	対象者数 終結 (累計) (困窮り		就労や福	社会的孤		
	(SICH1)	態でなく なった)	祉サービ スに結び ついた	就労	福祉 サービス	立の解消
平成30年5月	77	55	40	19	24	60
平成29年度	60	43	27	16	13	49
平成28年度	27	23	12	6	7	22

※複数該当もカウントするので、終結人数とは合致しない

#### 〇対象者数の推移



# (2) -1 住民の声(ニーズ)の把握

#### ① 気軽に相談できる関係づくり

	(市) 徘徊高齢者SOSネットワーク等の協力による日常的な見守り、行方不明時の情報提供等を実施しています。また、社会福祉協議会、専門機関、地域コミュニティと連携し、訪問支援や個別の支援会議等を通じて、地域の人と顔の見える関係作りを進めています。
成果	(市) 妊娠・出産・子育て総合相談窓口の設置準備を開始しています。
	(社) 行政、専門機関、地域コミュニティと連携し、訪問支援や個別の支援会議などを通じて、地域の人と顔の見える関係作りを進めています。
	(社) 高齢者支援センターや障害者相談(就労)支援、生活困窮者自立相談支援、障害者就 労移行支援事業所、成年後見センター等の事業により、様々な相談に対応しました。
課題	・地域住民(世帯)が抱える課題は多岐にわたっており、総合的・横断的に相談・支援ができる体制を構築する必要があります。

# (2) - 2 情報提供の充実

#### ① 誰にでもわかりやすい情報の提供

	(市) 市役所に平日手話通訳者を配置しています。また、平成 29 年度から「手話奉仕員養成講座」を開催し、人材育成を図っています。
	(市) 障害者差別解消法の内容や、合理的配慮について、平成 29 年度に「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、多くの機関で差別等に関する事例の情報共有を図るとともに、周知啓発を推進できる体制を整備しています。
成果	(市)「高齢者福祉の手引き」・「障がい者福祉の手引き」等必要な情報をまとめ、配布をしています。
	(市)(社)広報たはら、議会だより等を音訳、選挙関連広報や社協だよりは点字翻訳を行いました。
	(社) 福祉のつどいでは、手話や要約筆記の団体等に協力を依頼し、情報を提供しています。
	(社) 高齢者支援センターや障害者相談(就労)支援、生活困窮者自立相談支援、障害者就 労移行支援事業所、成年後見センター等の事業により、必要な情報を提供しています。
課題	・地域住民(世帯)が抱える課題は多岐にわたっており、総合的・横断的に相談・支援する ための情報提供を行う必要があります。

# (2) - 3 在宅支援サービスの有効活用

#### ① 在宅支援の充実

	(市)各種相談窓口(障害者総合相談センター・高齢者支援センター・生活困窮者自立相談 等)があらゆる問題に対応できるようネットワークや相談体制の強化・充実を図っています。それ以外でも、随時、関係機関と連携し個別ケース会議を開催し、問題に対応しています。
成果	(市)(社)生活ささえあいネットにより、身近な困りごとに対応できる体制づくりを進め ています。
风未	(社)介護、障害、子育てなどサービス利用者のニーズを把握したうえで、適切なサービス を提供しています。(訪問介護 (居宅介護)、日中一時支援、生活ささえあいネット、 ファミリーサポートセンター、福祉有償運送等)
	(社) 高齢者支援センターや障害者相談支援、成年後見センター事業の受託のほか、平成 28 年度より、生活困窮者自立相談事業において、就労準備支援事業を受託し、生活 困窮者の就職・社会参加を促進しました。
課題	・福祉の専門性を持った人材の育成や、福祉の現場の人手が不足しています。

# (2) - 4 権利擁護の充実

#### ① 権利擁護に関する理解の促進

成果	<ul><li>(社)成年後見制度の活用や権利擁護について、福祉関係者を中心に周知・啓発を行っています。必要に応じてアウトリーチし、また高齢者支援センター、障害者相談支援事業等と連携を図り支援をしました。</li><li>(社)日常生活自立支援事業の周知啓発を福祉関係団体に行いました。</li></ul>
課題	・権利擁護推進のための成年後見センター等の充実・機能強化に伴う成年後見利用促進計画 の策定について、検討が必要です。

#### ② 虐待の防止

成果	(市) 障害者虐待防止センターの設置及び高齢者虐待に関連するマニュアルの作成を行いました。また、関係機関と迅速に連携できる体制を強化するため、連絡会の開催や周知活動を行っています。
<b>以</b> 未	(社) 虐待を防止するためのネットワークの構築や、虐待の早期発見・防止のため、高齢者支援センターや障害者総合相談センター、成年後見センター、その他事業所が要請に応じて対応しています。

基本目標3 みんなでつくる 人にやさしいまち

指 標 生活ささえあいネット サポーターの登録

目 標 全自治会(105)で登録

実 績 59自治会で登録(平成29年度末時点)

サポーターの登録は、20コミュニティ協議会中19コミュニティ協議会、105自治会中59自治会で1名以上の登録があります。地域通貨の年間販売数は、平成27年度の62冊から、平成29年度には150冊に増加しています。

初回コーディネート以降は、多くの支援依頼者が継続してサポーターから支援を受けています。

また、地域通貨の販売数、初回コーディネート件数より、利用は増加していると推測されます。

#### 【各年度末時点登録者数】

	支援依頼者	サポーター	協力店舗
平成29年度	152名	146名	33事業所39店舗
平成28年度	113名	124名	30事業所35店舗
平成27年度	8 2 名	100名	28事業所33店舗
平成26年度	3 9 名	5 9 名	23事業所28店舗

#### 【支援提供実績(初回コーディネート件数)】

平成29年	3 3 件
平成28年	30件
平成27年	2 7 件
平成26年	2 5 件

#### 【地域诵貨販売数】

平成29年	150冊	
平成28年	146冊	
平成27年	6 2 冊	
平成26年	29冊	
	(※お試し券24冊含む)	

# (3) -1 地域で支えるネットワークづくり

#### ① だれも孤立しない地域づくり

	(市) 孤立化を未然に防ぐため、日常的な見守りの必要性を周知しました。
	(市) 高齢者支援センターと地区民生委員との情報交換会を実施しました。 (未実施地区あり)
成果	<ul><li>(市)子育て安心見守り隊の活動により、母親の安心や母親同士のつながりをつくり、地域での孤立予防を行いました。また、交流・相談の場として赤ちゃんサロン等の各種子育て支援教室を開催しました。</li></ul>
	(社)見守りSOSネットワーク事業に高齢者支援センターが中心となって参画しました。
	(社) 生活支援体制整備事業により、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える まちづくりを進めています。
	(社)生活困窮者自立支援事業、就労準備支援事業の実施により、社会的孤立解消に努めま した。
課題	・孤立死や虐待を未然に防ぐためにも、更なる体制の整備が必要です。

# (3) - 2 バリアフリー化の推進

#### ① 人にやさしいまちづくりの推進

	(市) ハード面では、道路や公共施設のバリアフリー化の推進に取り組みました。 (市) 1人で外出することが困難な方への支援として福祉タクシー券・バス電車券や福祉有 (富選送料金助成券の交付を行いました。また、住宅の段差解消や手摺の取付け等高 齢者等の生活に適した居住空間確保のため、リフォーム経費の補助を行いました。
成果	断名等の生活に適じた居住至间確保のため、サフォーム経費の補助を打いました。 (社)福祉バスの運行により、市内4地区の買い物支援やシルバーサロン・コミュニティの 外出交流活動を支援しました。
	(社)福祉のつどいの開催や小中学校の社会福祉活動協力校の取り組みを通し、福祉に関する理解を促進しました。
課題	・車の免許を持たない高齢者のために、公共交通ネットワークを維持・充実していく必要が あります。

# (3) - 3 地域の防犯・防災活動の推進

#### ① 地域の防災・防犯・交通安全対策の推進

成果	<ul> <li>(市)交通安全ため、広報車による啓発や街頭キャンペーンを行ったほか、高齢運転者の交通事故防止のため、高齢者に対する運転免許証自主返納支援制度を設けました。</li> <li>(市)特殊詐欺、車上狙い等の被害防止のため、防災行政無線により、情報提供及び注意喚起を行いました。</li> <li>(社)悪徳商法等の被害防止のため、高齢者支援センターが情報提供を行いました。</li> <li>(社)災害時には災害ボランティアセンターの立ち上げを行うため、災害ボランティアコーディネーター養成等を行っています。</li> </ul>
課題	・災害ボランティアリーダーの養成方法について検討する必要があります。 ・防犯・交通安全のため、啓発活動や情報提供を行う必要があります。

#### ②災害時要援護者(避難行動要支援者) 台帳制度の充実

成果	台帳を年に一度更新し、コミュニティ協議会・自治会(自主防災会)・民生委員・社会福祉協議会に配布しています。自主防災活動推進協議会において、制度説明を行いました。
の災 課題 ・地域	本大震災以降、地震や、豪雨・竜巻等の風水害被害が各地で発生しています。これら 経害に備えるため、防災対策、災害時避難行動要支援者台帳の整備等を更に進める必要 りります。 の役員等の交代により、制度趣旨や、それに伴う役割の認識が異なる場合があります。 ほは、既登録支援者の状況を更新し、最新のものにする必要があります。

# (3) - 4 健康づくり・生きがいづくりの推進

#### ① 健康と生きがいづくりの推進

成果	<ul> <li>(市)「笑いの講演会」をはじめとする各種健康講座のほか、たはら健康マイレージや、田原弁版ラジオ体操の作成し、ウォーキングの推進、「野菜たっぷりヘルシーレシピ」の普及、「健康づくりを考える会」を開催(2校区)するなど、多様なアプローチで健康づくりを推進しました。</li> <li>(市)高齢者の雇用促進、地域参加、就業機会の確保を目的としてシルバー人材センター等の運営を支援しました。</li> <li>(市)障害者を対象としたサーフィンスクール開催団体に対し後援を行い、障害者スポーツに取り組みやすい環境づくりを進めています。</li> <li>(社)ボランティア紹介セミナーやちょボラ講座等の開催、各地域のサロン活動支援を行い、住民同士の助け合いや繋がりづくりを推進しました。</li> </ul>
課題	<ul> <li>高齢者の閉じこもり、運動機能低下を防止するためにも、健康づくり・生きがいづくりを推進する必要があります。</li> <li>健康に関心がある人とない人の格差の拡大、子育てが楽しいと思う保護者が減少していることもあり、一人ひとりがいきいきと暮らせるための取組が必要です。</li> </ul>

#### (2) 重点施策

#### 1 災害時避難行動要支援者台帳の作成・情報共有・拡充

災害が発生したときに、何らかの理由により情報が収集できなかったり、避難するときに手助けが必要だったりする方を対象に、申請により台帳登録をしてもらうことで、コミュニティ協議会等が把握し、地域で連携して支援していく制度です。毎年、登録の受付、新規登録者の把握、情報提供を行っています。

成果	・登録者数 1500 人 (平成 30 年 3 月 31 日現在) ・台帳は、コミュニティ協議会・自治会 (自主防災会)・民生委員・社会福祉協議会に配布 ・自主防災活動推進協議会において制度説明を行い、趣旨、活用方法など理解を得ています。
課題	・地域の役員等の交代により、制度趣旨や、それに伴う役割が説明不足になる場合があります。 ・登録支援者の状況が更新されておらず、最新の情報となっていません。

#### 2 生活ささえあいネットの構築・運営・拡充

日常生活でゴミ捨て、買い物代行など、ちょっとした困りごとがあった場合に、地域のサポーター(ボランティア)がお手伝いする制度です。ささえあいのお礼として、地域通貨「菜(さい)」を使用しています。事務局は、助け合いに関するコーディネート業務や、サポーターの養成、地域通貨利用協力店舗の開拓等を行っています。(事務局 社会福祉協議会)

成果	・1 名以上の登録がある自治会は 59 自治会、19 コミュニティ協議会。(平成 29 年度末時点)
課題	・資源化センターへのサポーターによるゴミの搬入や、自家用車による送迎等、ニーズはあっても制度上実施できない支援があります。 ・校区によってサポーター登録数に偏りがあり、早期対応が困難なことがあります。

# 4 市民意識調査から見た状況

# (1) 市民意識調査の概要

総合計画で定めた「みんなが幸福を実現できるまち」の理念のもと、将来都市像「うるおいと活力のあるガーデンシティ」の実現を目指し、市政へ反映するための基礎資料として、平成28年7月に実施したもので、地域福祉に関するものを抜粋して記載しています。

#### ○調査対象

市 民 意 識 調 査:田原市に居住する満20歳以上の3,500人

#### ○調査期間

平成28年7月1日から平成28年7月22日

#### ○調査方法

郵送による配布・回収

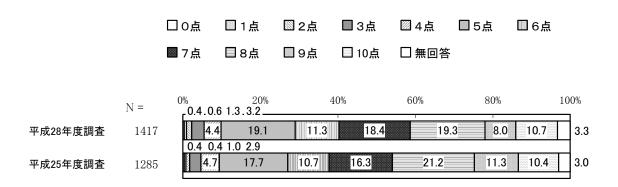
#### ○回収状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	3,500 通	1,417 通	40.5%

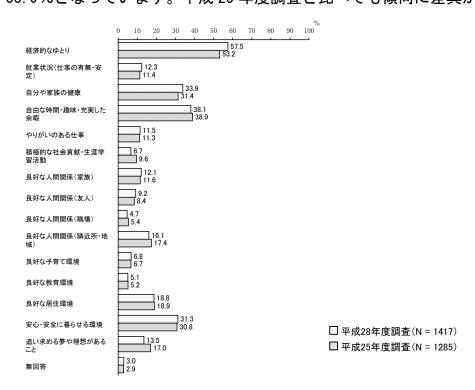
# (2)幸福感について

「現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。」という問いに対し、

平均点は 6.84 点であり、平成 25 年度調査(6.93 点)と比べ 0.09 ポイント低くなっています。

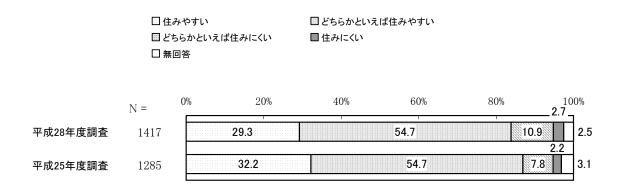


「あなたの幸福感をさらに高めるために、今足りていない(さらに高めたい)と思う事項は何ですか。」という問いに対し、「経済的なゆとり」の割合が57.5%と最も高く、次いで「自由な時間・趣味・充実した余暇」の割合が38.1%、「自分や家族の健康」の割合が33.9%となっています。平成25年度調査と比べても傾向に差異が見られません。

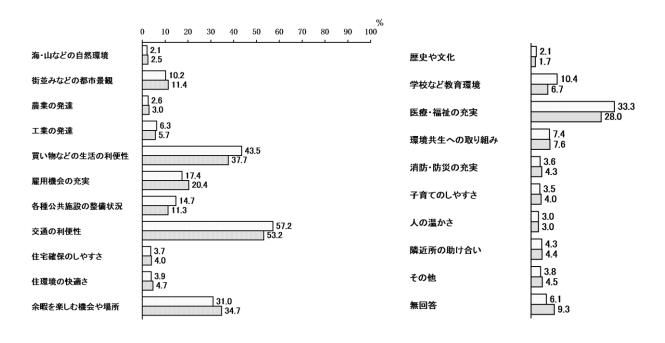


# (3) 住みよさについて

「田原市は住みよいまちだと思いますか。」という問いに対し、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」をあわせた"住みやすい"の割合が84.0%となっており、平成25年度調査に比べ2.9ポイント減少しています。



「田原市に欠けていると感じることは何ですか。」という問いに対し、平成 25 年度調査と比べると、「買い物などの生活の利便性」「交通の利便性」「医療・福祉の充実」の割合が  $4.0\sim5.8$  ポイント増加している一方、「余暇を楽しむ機会や場所」の割合が 3.7 ポイント減少しています。

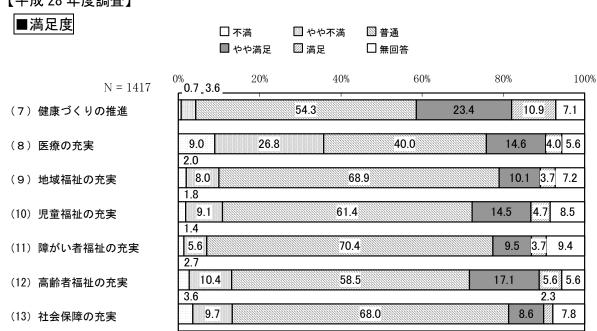


- □ 平成28年度調査(N = 1417)
- 平成25年度調査(N = 1285)

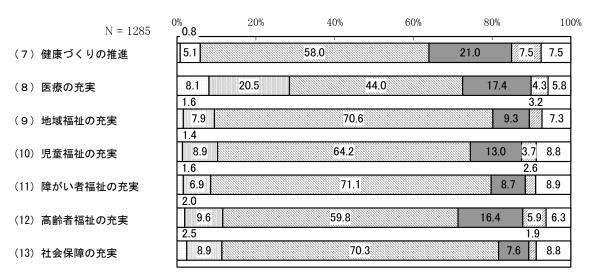
# (4) 健康福祉分野での市の取組について

「あなたは、現状の田原市の取組に対しどの程度満足していますか。」という問いに対し、満足度について、平成25年度調査と比べると、"満足"の割合では(8)医療の充実と(12)高齢者福祉の充実を除くすべての項目が増加しています。また、"不満"の割合については、(7)健康づくりの推進、(11)障がい者福祉の充実を除くすべての項目で増加しています。

#### 【平成 28 年度調査】

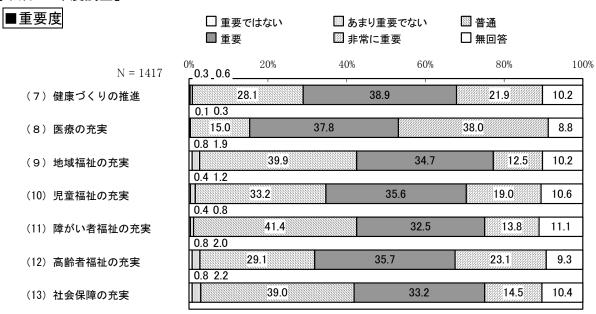


#### 【平成 25 年度調査】

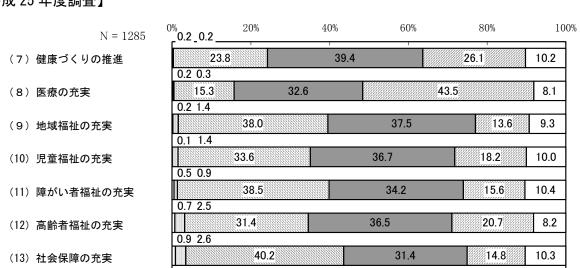


「今後、行政がどの程度重点的に取組を講じる必要があると思いますか。」という問いに対し、重要度について、平成25年度調査と比べると、"重要"の割合では、(8)医療の充実、(13)社会保障の充実の割合が増加しています。

#### 【平成 28 年度調査】

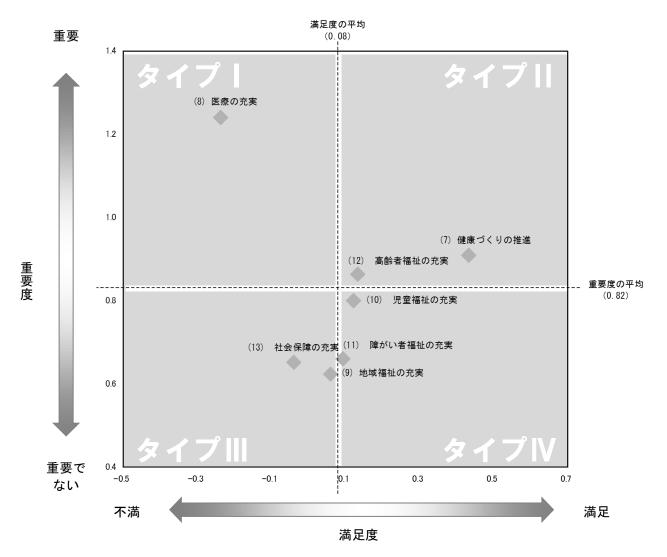


#### 【平成25年度調査】



ポートフォリオ(※)による健康福祉分野の評価については、(8)医療の充実が重要度が最も高いと同時に満足度が最も低くなっており、特に事業の強化など改善が求められます。

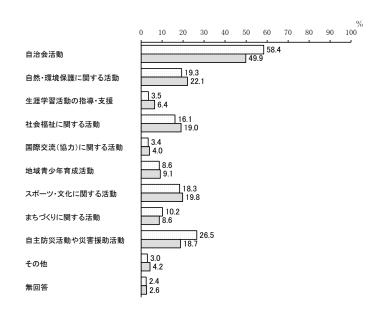
(※)満足度と重要度を点数化し、その点数の合計値を各設問の回答総数で割り、満足度・重要度を得点化たもの。



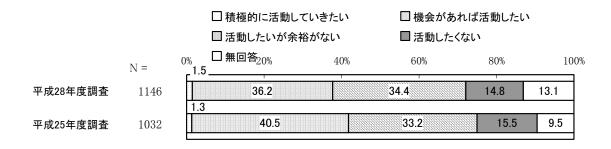
区分		満足度			重要度		
		H25	H28	H22	H25	H28	
(7) 健康づくりの推進	0.20	0.32	0.43	0.81	1.01	0.91	
(8) 医療の充実	-0.19	-0.11	-0.24	1.24	1.29	1.24	
(9) 地域福祉の充実	-0.03	0.05	0.06	0.84	0.70	0.62	
(10) 児童福祉の充実	0.06	0.09	0.12	0.89	0.80	0.80	
(11) 障がい者福祉の充実	-0.04	0.04	0.09	0.73	0.71	0.66	
(12) 高齢者福祉の充実		0.16	0.13	0.97	0.81	0.86	
(13)社会保障の充実		-0.03	-0.04	0.80	0.63	0.65	

# (5) 市民活動への参画について

市民活動への参画について、「現在活動している」、「過去に活動の経験がある」と答えた 方のうち、「どのような活動を行っています(いました)か。」という問いに対し、(あては まるもの全てに〇)「自治会活動」の割合が 58.4%と最も高く、次いで「自主防災活動や災 害援助活動」の割合が 26.5%となっています。また、平成 25 年度調査と比べると「自治会 活動」「自主防災活動や災害援助活動」の割合が増加しています。



市民活動について、「現在は活動していないが過去に活動の経験がある」「全く経験がない」と答えた方に対し、「今後、活動を行ないたいと思いますか。」という問いに対し、「機会があれば活動したい」の割合が36.2%と最も高くなっていますが、平成25年度調査と比べ4.3ポイント減少しています。



# 5 地域住民等との話し合いからみた状況

#### (1)地域での聞き取り調査

生活支援体制整備事業(※)の基礎調査において聞き取り調査を行い、各コミュニティ協議会長から幅広くご意見をいただきました。

(平成 30 年 6 月  $\sim$  8 月)

#### 主な意見

- ○地域の担い手の不足について地域、老人クラブなどの役員のなり手がなく、人選に苦慮している。
- ○高齢者の単身世帯の増加について 救急搬送、孤独死等の事例が発生している。
- ○交通手段の確保について 公共交通・自家用車の利用が難しく、サロンへ来るのも難しい場合もある。
- ○多機関との連携の必要性について 高齢者の支援等を、市民館や自治会長が行っている場合で、相談窓口とのつ ながりが少ない場合がある。
  - (※) 高齢福祉課・社会福祉協議会実施事業

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、住民主体の助け合いや交流の場づくりをはじめとした様々な活動や取組の充実に向けて、地域づくりを行います。地域づくりは、地域福祉担当者(生活支援コーディネーター)が、地域に出向いて活動します。

# (2) 関係団体からの意見聴取

関係機関への意見聴取として、地域包括ケアシステムの構築の推進を目的として設置している「田原市地域包括ケア推進協議会」において意見聴取を行いました。

(平成30年8月·平成31年2月)

#### 主な意見

- ○増加する外国人実習生への支援等、福祉に関する地域課題に対応する場が必要。
- ○妊産婦の精神的ケア等、切れ目のない支援が重要。

# 6 地域福祉の主要課題

本市の地域福祉を取り巻く現状を踏まえ、地域福祉の主要課題を整理しました。

#### (1) 高齢単身世帯・高齢者のみ世帯、認知症高齢者への対応

高齢単身世帯・高齢者のみ世帯は年々増加しています。高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予測されます。

認知症に対して不安を抱える高齢者が多くなっている中で、認知症予防の取組の強化、早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、認知症サポーター等、ボランティアや地域住民による見守りネットワークを構築することが必要です。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者の人権を守るため、消費者被害防止や権利擁護の周知啓発に努めるとともに、虐待の防止や適切な財産・金銭管理に向けた相談体制の整備など、成年後見制度等の利用促進の体制構築が必要です。

# (2) 高齢者や子育て世代の孤立化、ひきこもりなどへの対応

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの 基盤が弱まってきています。本市では、生活困窮者自立支援事業による社会とのつながり の再構築、徘徊高齢者捜索訓練を通じた行方不明や孤立化を未然に防ぐための日常的な見 守りの必要性の周知、子育て安心見守り隊の活動により地域での孤立予防を行っています。 孤立死や虐待の予防のためにも、更なる体制の整備が必要です。

# (3) 地域福祉の担い手確保、人材不足への対応

求められる福祉サービスは多様化しており、これらに対応するためには、地域に密着した体制を整え、市民、団体、事業者等が地域全体で支え合う体制を築くとともに、それを担う人材育成が必要となっています。

現在、民生委員・児童委員や保護司、人権擁護委員等地域と行政の橋渡しを担う各委員の人材確保が厳しい状況となっています。地域の助け合い・支え合いを担うボランティアも不足しており、一層の人材確保の施策と福祉教育の充実が必要となります。

# (4) 一人ひとりがいきいきと暮らせるような健康づくりへの支援

高齢者の状況をみると、自主的に移動する手段が限られ、外出の手段が確保できないことにより閉じこもりや、運動機能低下につながることが懸念されます。歩いていくことのできる身近な場所での集いの場づくり等、高齢者の外出を支援する仕組みを整備することが必要です。また、シルバー人材センターの活用や、サロン、老人クラブ、自治会等に参加・参画できるような情報提供と支援をより充実させることが重要です。

健康に関心のある人とない人の格差の拡大、子育てが楽しいと思う保護者が減少してい

ることもあり、一人ひとりがいきいきと暮らせるための施策が必要です。

#### (5) 障害者の地域生活を支える支援

現在、障害者の地域生活への移行が進められており、障害のある人が地域で安心して暮らしていける体制整備が進められています。地域生活支援拠点等の整備や、一般就労移行に向けた取組が行われています。今後も、障害者総合相談センター、障害者自立支援協議会と連携し、支援を進める必要があります。

「障害のある人もない人も、地域の中で生きる社会こそ当たり前の社会である」というノーマライゼーションの実現に向けて、差別や偏見を取り除くための人権啓発活動や、住民の一層の理解を促す啓発、生活を支援するための社会資源の充実を図ることも必要です。

# (6) 防災・減災に向けた取組

東日本大震災以降、地震や、豪雨・竜巻等の風水害被害が各地で発生しています。これらの災害に備えるため、防災対策、災害時避難行動要支援者台帳や被災者の支援体制構築 といった災害時の支援体制の整備に一層努めることが必要です。

# (7) 地域医療の充実に向けた取組

市民意識調査では、医療の充実が重要度が最も高いと同時に満足度が最も低くなっています。誰もが安心して医療にかかることができる環境を整備するため、関係機関と連携して、持続可能な地域医療医療体制を構築することが必要です。

# 第3章

計画の基本的なあり方

# 1 基本理念

# みんなでつくる 笑顔とやさしさのみちあふれるまち

本計画は、田原市総合計画に示した地域福祉の充実に向け、「みんなでつくる笑顔とやさしさのみちあふれるまち」を目標として掲げ、様々な施策を展開してきました。

市民すべてが笑顔あふれるまちとするためには、一人ひとりが社会に受け入れられ、 自分らしく生きがいを持って暮らすことのできる地域の実現と、それを地域全体で支え るやさしさにみちあふれた仕組みづくりが必要です。

第3期計画においても、住み慣れた地域で個性が尊重され、誰もが自立していきい きと暮らせるよう、ともに助け合える地域づくりを進めるという基本的な考え方を踏襲 しさらなる地域福祉の充実を目指すため、これまでの基本理念を引き継ぐこととします。

# 2 基本目標

目指すべき将来像の実現のために、次の基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

- 1 地域福祉活動への参加を促進するための人材育成、仕組みづくり
- 2 分野を超えてつなげるための情報提供、情報共有
- 3 安心安全な地域共生社会の実現
- 4 包括的な支援体制の整備

基本 基本目標 施策の方向性 理念 1-(1) 意識の啓発・仕組みづくり 地域福祉活動への参加を 1-(2) 担い手の育成 促進するための人材育成、 仕組みづくり み んなでつくる 1-(3) 福祉教育の推進 2-(1) 情報提供の充実 笑顔とやさしさのみちあふれるまち 2-(2) 相談支援体制の充実 2 分野を超えてつなげるため の情報提供、情報共有 2-(3) 包括的な支援体制の整備と 我が事・丸ごとの地域づくり 3-(1) 防災・防犯・交通安全の推進 3-(2) 健康づくり・生きがいづくりの推進 3 安心安全な地域共生社会の 実現 3-(3) 地域医療体制の充実 3-(4) 人にやさしい街づくりの推進 3-(5) 権利擁護の充実 4-(1)包括的な支援体制の整備と 4 包括的な支援体制の整備 我が事・丸ごとの地域づくり 【再掲】

第4章

施策の展開

# 基本目標 1 地域福祉活動への参加を促進するための 人材育成、仕組みづくり

助け合い・支え合いの意識を啓発、仕組みづくりを行い、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備するとともに、地域活動の輪を広げていくため、福祉教育を推進します。

また、地域福祉の向上を目指す担い手を育成するため、地域福祉活動の推進 役となる人材の掘り起こしや市民活動・ボランティア活動の活性化を図ります。 さらにコミュニティ協議会・自治会をはじめとする地域組織の活動を支援しま す。

#### 指標目標

指標	実績 (H30) ※	目標
生活ささえあいネット事業 サポーターの登録	59/105	全自治会で登録

※平成29年度末時点

# 1-(1) 意識の啓発・仕組みづくり

生きづらさや、高齢者世帯など家庭内だけでは解決できない生活の不便さ を感じる人が、今後増加すると推測されるため、自助意識を高め、互助の精神を育む取組が必要です。

支援が必要な方を支える仕組みづくりとして、福祉活動を行うボランティア団体やボランティアの増加につながる活動を推進し、各分野で実施している見守り隊や生活ささえあいネットのより多くのサポーターの確保に努めます。

#### ○主な取組(行政・社協)

取 組 (内 容)	第3期計画(2019→2023)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
認知症サポーター養成講座の実施 老人クラブや地域住民、児童・生徒に対して講座を 開催し、認知症に関する理解を深める。	継続	□高齢福祉課 ○高齢者支援センター
シルバーサロン等の開設・運営支援 地域での高齢者の居場所を各小学校区に原則1か所 以上開設するとともに、地域のボランティアが自主的 に運営するサロンの活動支援を行う。	継続	□社協 (一部委託事業) ○地域コミュニティ団体
生活支援体制整備事業の実施 関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用 しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域 の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等の コーディネート業務を行う。	継続	□高齢支援課 □社協 (委託事業) ○地域コミュニティ団体
ボランティアセンター ボランティアの養成や活動支援を行うため、講座の 開催やコーディネート業務等を行う。	継続	□社協(補助事業) ○市民活動団体
<b>生活ささえあいネット</b> (P46 参照) 日常生活でのちょっとした困りごとを、地域のサポーター (ボランティア) がお手伝いする制度。お礼に地域通貨「菜(さい)」を使用。	継続	□社協 (委託事業) ○地域コミュニティ団体
介護マーク・ヘルプマーク・マタニティマーク等の普及・啓発 支援を必要とする方の理解促進と支援を進めるため市役所等で配布。	継続	□高齢福祉課 □地域福祉課 □健康課

- ・コミュニティ協議会や自治会で開催されるイベントに参加を通して、住民同 士顔の見える関係作りをしましょう。
- ・困ったことがあれば、自分だけで抱えず、まわりの人に相談してみましょう。
- ・生活ささえあいネットや見守り隊など、自分のできる範囲で地域の支え合い・ 助け合いの場に参加してみましょう。

# 1-(2) 担い手の育成

他人事を「我が事」に変えていくためには、地域での助け合いの意識の啓発や市民間のつながりを促す取組が必要であり、地域コミュニティ、市民協働によるまちづくりを推進するとともに、田原福祉専門学校を核として、地域福祉の担い手の育成に努めます。

#### ○主な取組(行政・社協)

取 組 (内 容)	第3期計画(2019→2023)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
コミュニティ活動支援 地域コミュニティ団体の運営体制の強化と活動振 興のため、まちづくりアドバイザーの派遣、地域活動 に必要な運営費の助成を実施。	継続	□総務課
民生委員・児童委員の支援 民生児童委員協議会の事務局として、毎月の定例会 や各部会活動の運営支援を行う他、各委員から受ける 個別事案の専門機関への橋渡し等を担う。	継続	□社協
生活支援体制整備事業の実施 関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用 しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域 の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等の コーディネート業務を行う。	継続	□高齢福祉課 □社協(委託事業) ○地域コミュニティ団体
ボランティアセンター ボランティアの養成や活動支援を行うため、講座の 開催やコーディネート業務等を行う。	継続	□社協(補助事業) ○市民活動団体
介護福祉士の養成 (P46 参照) 2 年課程で介護福祉の専門教育を実施。卒業時には、 介護福祉士国家試験受験資格を取得できる。	継続	□専門学校
初任者研修の実施 (P46 参照) 幅広く介護人材を育成するため、基本的な技術を習得する介護職員初任者研修 (旧ホームヘルパー2 級研修) を実施。	継続	□専門学校
実務者研修の実施 (P46 参照) 介護の質の向上を図るため、介護福祉士実務者研修 (介護実務経験3年に加え介護福祉士国家試験受験 に必須となった研修)を実施し、資格取得を支援。	継続	□専門学校

- ・自治会を中心に、魅力ある活動を実施しましょう。
- ・地域の行事やイベントなど活動に積極的に参加しましょう。

# 1-(3) 福祉教育の推進

他世代の人についての理解や、多様性についての理解を深めるためにも、広く市民に対して福祉教育を提供することを推進します。

### ○主な取組(行政・社協)

取 組 (内 容)	第3期計画(2019→2023)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
市政ほーもん講座等による理解促進講座の開催 ・介護保険と高齢者福祉サービスについての講座を開催(高齢福祉課)。 ・介護予防・認知症予防についての講座を開催(高齢福祉課)。 ・保育士や児童クラブ指導員等を対象に障害児の理解や支援に対する研修会を開催(子育て支援課)。 ・発達障害児の支援の充実を図るためペアレントプログラムを実施(子育て支援課)。	継続	□各課
社会福祉体験活動 (P46 参照) 小中高等学校を福祉協力校に指定し、車椅子、手話、 点字等の体験学習を行うなど、地域の福祉施設との交 流活動により共生社会の理解を促進。	継続	□社協(一部委託事業) ○学校
小中学校への講師派遣・訪問受入 市内小中学校からの依頼で、講師派遣や専門学校で の授業等の実施により、福祉教育を支援。	継続	□専門学校 ○学校
人権擁護委員による活動 委員が、学校等へ出向き、人権についての啓発活動 を行う。	継続	□豊橋人権擁護委員協 議会 田原地区委員会 ○地域福祉課

- ・子どもから高齢者までの多世代の方々が交流し活動する機会を増やしましょ う。
- ・障害のある人ない人、全ての人が一緒に活動する機会を増やしましょう。
- ・大人が子どもの手本となりましょう。

# 基本目標1 主な取組からのピックアップ

#### 1-(1) 意識 の啓発 ・仕組みづくり

#### 生活ささえあいネット事業

日常生活でのゴミ出し、買い物代行など、ちょっとした困りごとがある場合に、地域のサポーター(ボランティア)がお手伝いをする制度です。ささえあい(お手伝い)のお礼として、地域通貨「菜(さい)」を使用します。事務局は、助け合いに関するコーディネート業務や、サポーターの養成、地域通貨利用協力店舗の開拓等を行っています。(事務局 社会福祉協議会)

#### 【各年度末時点登録者数】

	支援依頼者	サポーター	協力店舗
平成29年度	152名	146名	33事業所39店舗
平成28年度	113名	124名	30事業所35店舗
平成27年度	8 2名	100名	28事業所33店舗
平成26年度	3 9名	5 9名	23事業所28店舗

#### 1-(2) 担い手の育成

#### 田原福祉専門学校

田原福祉専門学校は、平成8年に介護福祉の専門教育を行う学校として創設され、市立としては、全国唯一の学校です。介護福祉士の養成と介護職員初任者研修、また平成28年度から介護福祉士実務者研修を実施しています。地域福祉の担い手確保のため、授業料等の減免制度を設けています。

#### 【各年度末時点履修者数】

	介護福祉士	介護職員初任者研修	介護福祉士実務者研修
平成29年度	16名	1 3名	25名
平成28年度	2 4 名	16名	20名
平成27年度	3 4 名	15名	_
平成26年度	3 3 名	20名	_

#### 1-(3) 福祉教育の推進

#### 社会福祉体験活動

社会福祉協議会では、毎年、高齢者や障害のある方についての理解促進のため、市内の全小中高等学校を社会福祉協力校に指定し、認知症理解や車椅子、手話、点字等を体験する福祉実践教室を実施しています。

# 基本目標 2 分野を超えてつなげるための 情報提供、情報共有

福祉サービスの情報提供や相談支援体制の充実を図り、誰もがサービス を利用しやすい環境の整備に努めます。

また、時代に応じたサービスニーズの把握や、相談支援体制を確立するために、地域組織の連携強化とネットワークづくりに取り組みます。

#### 指標目標

指標	実績 (H30) ※	目標
生活困窮者自立相談支援事業対 象者のうち就労や福祉サービス に結びついた割合	51%	60%

※平成30年5月実績

# 2-(1) 情報提供の充実

高齢者、障害者、外国人住民等様々な方々へ情報を伝達するには、受け手にとって分かりやすい、的確な情報を提供することが必要です。情報提供の充実と、専門窓口等の充実により福祉サービスに関する情報が支援を必要とする人に行き渡るような環境の整備に努めます。

#### ○主な取組(行政・社協)

取 組	第3期計画	□:事業担当課・機関等
(内容)	(2019→2023)	〇:連携・協働
音訳・点字 図書館及び希望者に配布 (一部は掲示のみ)。 (音訳) 広報たはら、議会だより (点字) 選挙関連広報、社協だより	継続	□広報秘書課 □総務課 □議会事務局 □社協 ○市民活動団体
<b>多言語化・やさしい日本語</b> 外国人向け生活ガイドや、ごみカレンダー、防災マップ等を、多言語化。たはらグローカルシティ推進プランでは、誰にでも分かりやすい情報提供として、やさしい日本語を推奨。	継続	□広報秘書課、各課
通訳の派遣 通訳・翻訳サポート制度の構築を図るとともに周 知。	継続	□広報秘書課 ○市民活動団体
相談窓口の設置 (P12, 13 参照) ・ 高齢者支援センター ・ 障害者相談支援・計画相談・地域相談・障害児相談 ・ 子育て相談 ・ 生活保護・生活困窮者自立支援事業相談窓口 ・ 成年後見センター	継続	□健康福祉部各課 □社協
手話通訳の配置、手話通訳・要約筆記の派遣 市役所に手話通訳者を配置。また、手話通訳者・要 約筆記者の派遣をコーディネートし、意思疎通が困難 な方の日常生活、社会生活を支援。	継続	□地域福祉課
手話通訳・要約筆記の講座 手話等のボランティア団体の協力により市民が手 話等に触れるきっかけとなる講座を開催し、障害と情 報保証の理解を深める。	継続	□地域福祉課 □社協 ○市民活動団体
田原市子育て世代包括支援センターの設置 2019 年度開設の親子交流館に、妊娠・出産・子育て の総合相談窓口を設置。	新規	□子育て支援課・健康課

- ・市民館や地域の公民館などに、広報紙やチラシ等を置き、情報を提供してい きましょう。
- ・手話等のボランティア入門講座を受講し、情報伝達の手段について理解を深めましょう。

# 2-(2)相談支援体制の充実

生活に困っているにも関わらず、必要としているサービスにたどりついていない方や、周囲に相談する相手がいないという方も潜在するため、地域と専門職が連携し、対応していく必要があります。地域と専門職の連携強化を図るほか、専門窓口以外でも、地域の活動や情報提供により住民の困りごとやニーズを把握し、問題が解決できる体制の充実を図ります。

#### ○主な取組(行政・社協)

取 組 (内 容)	第3期計画(2019→2023)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
相談窓口の設置 (P12, 13 参照) ・ 高齢者支援センター ・ 障害者相談支援・計画相談・地域相談・障害児相談 ・ 子育て相談 ・ 生活保護・生活困窮者自立支援事業相談窓口 ・ 成年後見センター	継続	□健康福祉部各課 □社協
<ul><li>包括的な支援体制の整備(P58参照)</li><li>・包括的な支援体制整備の検討</li><li>・(仮)地域福祉計画推進会議の設置</li><li>・行政と社協との連携強化</li><li>・法改正についての周知</li><li>・子育て世代を対象とした体制整備</li></ul>	新規	□健康福祉部各課 □社協
民生委員・児童委員の支援 民生児童委員協議会の事務局として、毎月の定例会 や各部会活動の運営支援を行う他、各委員から受ける 個別事案の専門機関への橋渡し等を担う。	継続	□社協 ○地域福祉課
田原市子育て世代包括支援センターの設置 2019 年度開設の親子交流館に、妊娠・出産・子育て の総合相談窓口を設置。	新規	□健康課・子育て支援課

- ・自分で解決できないことがあれば、抱え込まず、まわりの人に相談してみま しょう。
- 困っている人には、声をかけましょう。

# 2-(3)包括的な支援体制の整備と我が事・丸ごとの地域づくり

現在、高齢者・障害者福祉については、分野ごとに包括的な相談支援体制を整備しています。また、平成 27 年度からは、生きづらさを抱える人の支援を目的に、生活困窮者自立支援制度が開始されており、子育て世代を対象とした体制も平成 31 (2019) 年度を目途に整備予定です。しかし、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していくことが求められています。

改正社会福祉法では、包括的な支援体制の整備として、地域住民等が主体的 に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、「住民に身近な 圏域」において相談を包括的に受け止める場の整備、多機関の協働による包括 的な相談支援体制の構築が示されました。

このため、これまで推進してきた地域で暮らす方たち同士の支え合いを継続するとともに、分野ごとの枠組みではなく、丸ごと受け止める場の整備と、包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

#### ○主な取組(行政・社協)

取 組 (内 容)	第3期計画 (2019→2023)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
<ul><li>包括的な支援体制整備の検討</li><li>各分野において、包括的な支援体制の望ましい姿、必要性についての検討を行う。</li><li>・田原市地域包括ケア推進協議会</li><li>・田原市障害者自立支援協議会</li></ul>	新規	□健康福祉部各課 □社協
(仮)地域福祉計画推進会議の設置		□地域福祉課
各分野の担当課で、個別の分野の現状を情報共有しながら、計画の管理と評価を行うほか、中間見直し(2020年度)で、地域の	新規	○健康福祉部各課
実情を踏まえた包括的な支援体制について検討を行う。		○社協
行政と社協との連携強化		□地域福祉課
(仮) 地域福祉計画推進会議での情報共有、行政と社協の連携会 議を開催するなど、包括的な支援体制の整備に向け取り組む。	継続	□社協
成と加限するなど、区間中なる人民性間や正面に中心なり配合。		○健康福祉部各課
法改正についての周知		□地域福祉課
各分野で、我が事・丸ごとの地域づくりなど法改正の趣旨・地域福祉計画の取組について周知。	新規	□社協
		○健康福祉部各課
子育て世代を対象とした体制整備 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口として田原市子育て世代包括支援センターと、子ども家庭支援、特に要支援児童・要保護児童等を支援する田原市子ども家庭総合支援拠点を整備する。	新規	□健康課、子育て支援課

# 基本目標 3 安心安全な地域共生社会の実現

住み慣れた家庭や地域社会の中で、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる、地域共生社会の実現を推進します。

また、認知症や障害のある方を含むすべての人が安心して暮らし続ける ことができるよう、権利擁護の充実に取り組みます。

### 指標目標

指標	実績(H30)	目 標
「あなたはどの程度幸せですか」		
(10 点満点)	6.84点	8点
という質問の回答の平均点		

※平成28年度市民意識調査

# 3-(1) 防災・防犯・交通安全の推進

災害時に支援が必要な方が増加しているため、今後は、一層の防災対策が必要です。特に災害時避難行動要支援者台帳の整備を進め、円滑な救護体制の整備に努めます。

また、高齢者が被害者となる事件・事故も増えると予測されるため、地域における防犯・交通安全活動により高齢者を守る取組を推進します。

#### ○主な取組(行政・社協)

取 組 (内 容)	第3期計画(2019→2023)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
防災講座 過去の災害、今後起こり得る災害、市の防災対策等、 防災に関する意識啓発を行う。	継続	□防災対策課
<b>防犯パトロール</b> 青パトによる防犯パトロールを実施。	継続	□総務課
街頭キャンペーン 商業施設利用者やドライバーに対して防犯・交通安 全についての啓発活動を実施。	継続	□総務課
運転免許証自主返納支援制度 高齢者運転者の交通事故防止のため運転免許証の 自主返納を支援。	継続	□総務課
街頭監視 交通安全運動期間や交通死亡事故ゼロの日に啓発 活動を実施。	継続	□総務課 ○地域コミュニティ団体
災害時避難行動要支援者台帳整備 (P57 参照) 要援護者の情報を平常時から収集し、行政・地域等 で共有することで、要支援者への情報伝達体制や地域 ぐるみの避難支援体制の整備を図る。	継続	□地域福祉課
防災ボランティアコーディネーター養成 大規模災害被災時に、支援を要する市民と、手助け をするため駆け付けるボランティアを橋渡しする災 害ボランティアセンターのコーディネーターを養成。	継続	□社協(委託事業)
情報伝達体制の整備 防災行政無線、安心安全ほっとメール等複数の手段 を用いて情報伝達体制の整備を図る。 ひとり暮らし高齢者等(緊急通報システムを貸与)、 聴覚障害者等(e メール 119番)の伝達体制確保。	継続	□防災対策課 □消防署 □高齢福祉課 ○地域福祉課

- ・家族で、防災・防犯・交通安全の対策について話しましょう。
- ・地域の防犯パトロールや防災訓練などに参加しましょう。

# 3-(2) 健康づくり・生きがいづくりの推進

健診受診や生活習慣病予防等により、一人ひとりがいきいきと暮らせるような健康づくりを推進します。

また、幸福度を高める一環として、生きがいづくりへの取組が必要であり、 高齢者・障害者を含む全ての人に、生涯学習・生涯スポーツを行う機会や、就 労の機会の提供に努めます。

#### ○主な取組(行政・社協)

取 組 (内 容)	第3期計画(2019→2023)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
特定健診・後期高齢者健診 生活習慣病の予防と早期発見を目的とした健康診 査を実施。	継続	□保険年金課
シルバー人材センターの活用 働く意欲と能力のある高齢者の就労を促進するため新たな職域への展開を支援。	継続	□シルバー人材センタ ー (一部補助)
健康診査(がん検診) がんの早期発見と早期治療、予防の知識の普及を図 ることを目的とした各種がん検診を実施。	継続	□健康課
<b>予防接種</b> 感染症予防を目的として定期予防接種等を実施。	継続	□健康課
たはら健康マイレージ事業 (P57 参照) 健康意識の向上と健康行動実践者の拡大と定着化 を目的とした健康づくり点数制度。	継続	□健康課
生涯学習機会の提供 ライフステージに応じた学びの機会の提供のため、 生涯学習講座、市民カレッジ、しおさい大学等の開催。	継続	□生涯学習課
生涯スポーツの推進 誰でも参加できるニュースポーツの教室や大会、初 心者教室等の開催。	継続	□スポーツ課
知識と情報の利活用の推進 知識や情報を入手、創造・発信できるよう、にじい ろサービス(障害者向けサービス)、元気はいたつ便 (高齢者介護施設巡回サービス)、ウィキペディアタ ウン(住民参加による地域情報編集・発信ワークショ ップ)等の事業を実施。	継続	□中央図書館 ○文化財課

- ・住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、健康づくり・生きがいづくりに取り組みましょう。
- ・健診等を定期的に受診し、健康管理に努めましょう。

# 3-(3) 地域医療体制の充実

誰もが安心して医療にかかることができるよう、地域医療体制の整備が必要ですが、本市の医療資源は乏しく、市民の満足度も高いとは言えません。

救急医療を含む地域医療の機能を維持するため、公的病院や医師会等への支援を引き続き実施し、医療環境の維持や医療従事者の確保など、地域医療体制の整備を図ります。

#### ○主な取組(行政・社協)

取 組 (内 容)	第3期計画(2019→2023)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
地域医療体制の維持・充実 平常時及び災害時に、必要な医療を地域で受けられ るよう医療体制の整備を行う。 ・田原市赤羽根診療所の運営 ・医療機関等が整備する災害関連機器等への支援	継続	□健康課
適正医療の推進 日常的な診療や初期治療を行う、かかりつけ医(主 治医)制の推進。	継続	□健康課
かかりつけ医と公的病院の連携 医療機関の機能分担や高度医療機器の有効活用を 目的とした連携への支援。	継続	□健康課
休日・夜間の医療体制の確保 医師会が輪番制で行う在宅当番医制への支援。	継続	□健康課
救急医療体制の維持 重篤な患者を受け入れる医療体制(第2次医療)を維持するために必要な支援。	継続	□健康課
広域救急医療体制の維持 東三河4市の8病院が輪番で救急患者の受入を行う 体制への支援。	継続	□健康課
医療人材の確保 公的病院に勤務する意志のある医学部の学生に修 学資金等を貸与。 公的病院が行う看護師等の確保対策への支援。	継続	□健康課

- ・かかりつけ医を持ち、病気になった時は診療時間内に受診するようにしましょう。
- ・正しい生活習慣を身に着け、定期的に健診(検診)を受診するなど、日頃から 健康管理に努めましょう。

# 3-(4) 人にやさしい街づくりの推進

公共建築物の改善・整備や、高齢者の住み替え等地域住居に関する支援を行い、誰もが住みやすい街づくりを推進します。

また、増加する交通弱者の移動手段を確保する必要があるため、必要な公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。

さらに、見守り活動等、ソフト面での活動を推進し、人にやさしい街づくり を推進します。

#### ○主な取組(行政・社協)

取 組 (内 容)	第3期計画(2019→2023)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
認知症高齢者等の見守り 認知症高齢者とその家族が安心して生活ができる 環境を整備するとともに、地域の関係機関における見 守り等の支援体制を構築する。	継続	□高齢福祉課
民生委員・児童委員による支援 地域の身近な相談相手として、住民と行政や専門機 関をつなぐパイプ役として誰もが安心して暮らせる 地域づくりのための活動を行う。	継続	□地域福祉課 ○社協
子育て安心見守り隊 地域の身近な相談者として、見守り支援を行う。	継続	□健康課
ママサポーター・子育てコンシェルジュによる支援 妊娠出産に関する相談支援や、子育てサービスの紹介、子育ての相談に応じる。	新規	□健康課 □子育て支援課
公共交通ネットワークの維持・充実 市民・地域・事業者・行政等が協働しながら、運行 内容等の改善による公共交通の利便性・有効性の向上 を図る。 ・伊良湖本線・支線への運行補助 ・田原市ぐるりんバスの運行 ・田原市地域公共交通会議での検討	継続	□街づくり推進課
<b>買い物支援バス</b> 日常的な生活圏域に商業施設がなく、かつ自家用車 を所有しない高齢者の買い物を支援するバスを運行。	継続	□社協
人にやさしい街づくり推進計画 障害のある人や高齢者を含むすべての人にとって やさしい街づくりを目指す。公共建築物の改善・整備、 高齢者の住み替え等地域住居に関する支援等。	継続	□建築課

- ・地域の活動の拠点として、市民館や公民館を活用しましょう。
- ・見守りが必要な方に目を向け、地域の中の孤立を防ぎましょう。

# 3-(5) 権利擁護の充実

認知症や知的、精神障害などにより、判断能力が不充分な方は、契約行為ができないといった理由で福祉サービスが受けられない状況となったり、詐欺など消費者被害に遭うおそれもあります。誰もが、権利を侵害されることなく、最大限に意思が尊重され、地域で自立した生活が送れるよう権利擁護や意思決定支援、成年後見制度利用の枠組みを整備します。

また、虐待を発見したときはすぐに窓口に通報や相談をするという意識を高めつつ、虐待を未然に防ぐため、地域での虐待の早期発見や虐待防止に取り組みます。

#### ○主な取組(行政・社協)

取 組 (内 容)	第3期計画(2019→2023)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
相談窓口の設置 (P12, 13 参照) ・ 高齢者支援センター ・ 障害者相談支援・計画相談・地域相談・障害児相談 ・ 子育て相談 ・ 生活保護・生活困窮者自立支援事業相談窓口 ・ 成年後見センター	継続	□健康福祉部各課 □社協
成年後見制度の利用促進 判断能力が不十分な方の権利を守るため、必要なと きに、適切な制度利用ができるよう支援。	継続	□地域福祉課 ○社協
成年後見センター事業 認知症高齢者、知的・精神障害者等判断能力が不十 分な方の権利を守るため相談に応じたり、制度の周知 啓発や、必要に応じて法人後見人として支援。	継続	□社協(委託事業)
日常生活自立支援事業 認知症高齢者、知的・精神障害者等のうち判断能力 が不十分な方が地域において自立した生活が送れる よう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用 援助等を行う。	継続	□社協(委託事業)
人権擁護委員による活動 委員が、学校等へ出向き、人権についての啓発活動 を行う。	継続	□豊橋人権擁護委員協 議会 田原地区委員会 ○地域福祉課
要保護児童対策地域協議会 児童虐待・非行などの防止を図るため、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見 や支援を行う。	継続	□子育て支援課

- ・虐待防止についての意識を高め、虐待を見つけた際は、相談窓口へ相談・通報しましょう。
- ・認知症や障害についての理解を深め、権利意識を高めましょう。

# 基本目標3 主な取組からのピックアップ

#### 3-(1) 防災・防犯・交通安全の推進

#### 災害時避難行動要支援者台帳整備

災害が発生したときに、何らかの理由により情報が収集できなかったり、避難するときに手助けが必要だったりする方を対象に、申請により台帳登録をしてもらうことで、コミュニティ協議会等が把握し、地域で連携して支援していく制度。毎年、登録の受付、新規登録者の把握、情報提供を行っています。

# 3-(2) 健康づくり・生きがいづくりの推進

#### たはら健康マイレージ事業

WHO健康都市連合に加盟し、健康都市推進プログラムに基づいて健康づくりに取り組んでいます。平成26年6月から、リーディングプロジェクトとして「たはら健康マイレージ」をスタートしました。健診(検診)や健康づくりの取組、講座・イベント・ボランティアに参加することで点数が貯まります。健康づくりに参加するきっかけづくりや健康意識の向上を図り健康行動実践者の拡大と定着化を目的としています。

#### 【達成者数】

	達成者人数
平成29年度	579
平成28年度	546
平成27年度	223
平成26年度	39

# 基本目標 4 包括的な支援体制の整備

社会福祉法の改正により、「我が事・丸ごと」地域福祉推進の理念と、それを 実現するために市町村が包括的な支援体制作りに努める旨が規定されました。 地域の課題を「丸ごと」受け止める場を整備するとともに、支援を必要とする 住民(世帯)を「他人事」とせず、「我が事」として課題を把握し、地域社会全 体で連携しながら解決を図っていく体制の構築に取り組みます。

## 指標目標

指標	目標
(仮)地域福祉計画推進会議の開催	年2回

# 4-(1)包括的な支援体制の整備と我が事・丸ごとの地域づくり

現在、高齢者・障害者福祉については、分野ごとに包括的な相談支援体制を整備しています。また、平成 27 年度からは、生きづらさを抱える人の支援を目的に、生活困窮者自立支援制度が開始されており、子育て世代を対象とした体制も平成 31 (2019) 年度を目途に整備予定です。しかし、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していくことが求められています。

改正社会福祉法では、包括的な支援体制の整備として、地域住民等が主体的 に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、「住民に身近な 圏域」において相談を包括的に受け止める場の整備、多機関の協働による包括 的な相談支援体制の構築が示されました。

このため、これまで推進してきた地域で暮らす方たち同士の支え合いを継続するとともに、分野ごとの枠組みではなく、丸ごと受け止める場の整備と、包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

#### ○主な取組(行政・社協)

取 組 (内 容)	第3期計画 (2019→2023)	□:事業担当課・機関等 ○:連携・協働
<ul><li>包括的な支援体制整備の検討 各分野において、包括的な支援体制の望ましい姿、必要性についての検討を行う。</li><li>・田原市地域包括ケア推進協議会</li><li>・田原市障害者自立支援協議会</li></ul>	新規	□健康福祉部各課□社協
(仮) 地域福祉計画推進会議の設置		□地域福祉課
各分野の担当課で、個別の分野の現状を情報共有しながら、計画の管理と評価を行うほか、中間見直し(2020年度)で、地域の	新規	○健康福祉部各課
実情を踏まえた包括的な支援体制について検討を行う。		○社協
行政と社協との連携強化		□地域福祉課
(仮) 地域福祉計画推進会議での情報共有、行政と社協の連携会 議を開催するなど、包括的な支援体制の整備に向け取り組む。	継続	□社協
		○健康福祉部各課
法改正についての周知 各分野で、我が事・丸ごとの地域づくりなど法改正の趣旨・地		□地域福祉課
	新規	□社協
		○健康福祉部各課
子育て世代を対象とした体制整備 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口として田原市子育て世代包 括支援センターと、子ども家庭支援、特に要支援児童・要保護児 童等を支援する田原市子ども家庭総合支援拠点を整備する。	新規	□健康課、子育で支援課

# 第 5 章

計画の推進にあたって

# 1 計画の周知・啓発

本計画で示した基本理念、役割や考え方について、市民の理解が得られるよう周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。そのため、広報紙、ホームページなど市民向け広報や、関係福祉団体等への情報提供により、地域福祉の推進に向けた意識啓発に取り組みます。

# 2 計画の推進と評価

計画の推進は、住民の意見を聞きながら、(仮) 地域福祉計画推進会議において、国の福祉制度改革の動向も十分に見極めたうえで、計画の進捗状況について点検・評価を行い、必要に応じて改善します。関連計画の推進や見直しにあたっては、関係課で進捗状況を共有しながら、地域福祉の理念を踏まえ、地域福祉の推進がより効果的に展開されるよう整合を図ります。

# 参考資料

各種施策や制度の概要

# 1 改正社会福祉法 [平成 30 年4月施行]

# (1) 改正社会福祉法の概要(地域包括ケアシステムの強化のための介護機能等の一部を改正する法律による改正)

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

#### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、 住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決 が図られることを目指す旨を明記。

#### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)
  - (\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援 事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

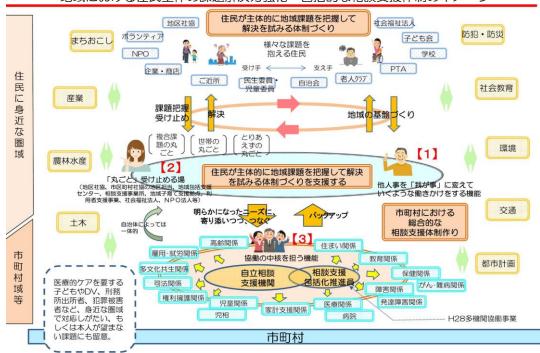
#### 3. 地域福祉計画の充実

○ 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

# (2) 地域における住民主体の課題解決強化・包括的な相談支援体制のイメージ

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



#### 改正社会福祉法【平成30年4月施行】

#### (地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### (福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、<u>地域</u>福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

#### (福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な 実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要 な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策 その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育で支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援 を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

#### (包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進の ための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の 整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

# 2 関係する分野別計画

## ◆高齢者福祉分野

計 画 名 田原市高齢者福祉計画 (第8次老人福祉計画)

計画期間 平成30年度~平成32年度

基本理念 笑顔とやさしさの満ちあふれるまち

東三河広域連合が策定する第7期介護保険事業計画との整合を図りなが ら、目指すべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、今後の高齢化対策のさら なる推進と取り組むべき施策を具体的に明らかにすることを目的として策定 しています。

計画概要

高齢者が生涯にわたり、地域で生活を営めるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する地域包括ケアシステム深化、地域で活動する担い手の育成や確保などの人材育成と住民意識の醸成等に関する計画となっています。

重点目標		方針
	1	地域ケアシステムの推進
地域包括ケアシステム構築に 向けた基盤づくり	2	社会資源を活用した生活支援体制づくり
	3	地域包括支援センター(高齢者支援センター)の機能強化
	1	健康づくりの推進
健康・生きがいづくりの推進	2	生きがいづくりの推進
	3	介護予防の推進
認知症施策の推進	1	認知症への理解の促進
認知症他束の推進	2	認知症の支援体制の整備
	1	相談・見守り体制の充実
高齢者を支える体制づくり	2	地域福祉活動の推進
	3	担い手育成の推進
	1	多職種連携によるネットワークの構築
医療と介護の連携	2	切れ間のない在宅医療・介護の提供体制の整備
	3	住民への在宅医療・介護の理解の促進
	1	居住環境の整備
安心して生活できる支援の充実	2	安心・安全なまちづくりの推進
女心して生活できる又抜の尤夫	3	在宅生活支援の充実
	4	高齢者施設の充実

# ◆障害福祉分野

計 画 名 田原市障害者計画 (第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)

計画期間 平成30年度~平成32年度

基本理念 お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち

障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定しています。

計画概要

障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、地域で自立した生活を送る ための環境整備や、障がいの有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに 交流し、支えあいながら生きていく共生社会の実現に関する計画となってい ます。

F1 - 37 11 714					
分野		方針			
	1	相談支援体制の充実	2	福祉サービスの充実	
生活支援	3	障害児支援の充実	4	サービスの質の向上	
	5	人材の育成と確保			
	1	医療機関等との連携			
<b>原体。医病</b>	2	障害者の健康づくりに関する耳	取組.	み	
保健・医療	3 こころの健康に関する取組み				
	4	障害者の医療に関する取組み			
*\* <del>*</del> * \*	1	インクルーシブ教育に関する	取組.	み	
教育・文化 芸術・スポーツ	2	2 切れ目ない支援体制の構築			
云州・スホーツ		3 文化芸術、スポーツ振興に関する取組み			
就労・雇用	1	障害者雇用の促進			
<b>がカ・准用</b>	2	2 福祉的就労環境の充実			
		1 障害者に配慮したまちづくりの推進			
生活環境	2 情報を得やすくするための取組み				
	3	行政サービスにおける配慮			
安心安全	1	防災対策の推進	2	防犯対策の推進	
女心女王	3	消費者被害の防止			
差別解消	1	障害者差別解消の推進	2	虐待の防止の推進	
権利擁護	3	権利擁護の推進			
	1	東三河広域連合との連携			
広域連携	2	東三河南部圏域との連携			
	3	福祉先進地との連携			

# ◆子育て支援分野

計 画 名 田原市子ども・子育て支援事業計画 (第2期次世代育成支援行動計画)

計画期間 平成 27 年度~平成 31 年度

基本理念 子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまち たはら

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世 代育成支援法に基づく「行動計画」を一体的に策定しています。

計画概要

教育・保育サービスや子育て支援サービスの内容や体制を充実や、"親育ち" の視点からの支援も行い、子どもたちの笑顔と、健やかな育ちをはぐくむま ちづくりを、市民と行政の協働で進めるための計画となっています。

可四切件水		
基本目標		方針
	1	地域における子育て支援サービスの充実
	2	保育サービスの充実
地域における子育ての支援	3	子育て支援のネットワークづくり
又饭	4	子どもの健全育成
	5	地域における人材養成
	1	妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
母性並びに乳児及び幼 児等の健康の確保及び	2	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
党等の健康の確保及び増進	3	食育の推進
相连	4	小児医療の充実
7 18 1 0 2 4 0 74 14 1	1	次代の親の育成
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環	2	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
境の整備	3	家庭や地域の教育力の向上
- St CO IE IM	4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
子育てを支援する生活	1	良質な住宅・住宅環境の確保
環境の整備	2	子どもと子育て家庭に快適なまちづくりの推進
職業生活と家庭生活と	1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
の両立の推進	2	仕事と子育ての両立のための基盤整備
子ども等の安全の確保	1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
すとも寺の女主の唯体	2	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
要保護児童への対応な	1	児童虐待防止対策の充実
どきめ細かな取組みの	2	ひとり親家庭等の自立支援の推進
推進	3	障害児施策の充実
子育てに関する意識の 高揚	1	少子化、子育てに関する意識啓発の推進

# ◆健康分野

計 画 名 健康たはら21 第2次計画

計画期間 平成27年度~平成36年度(平成31年度に中間見直し)

基本理念 みんなが幸せを感じて暮らせるまち

計画概要

健康増進法に基づく「健康増進計画」として、また、母子保健計画である 「健やか親子計画」も含み策定しています。

市民の健康づくりを総合的に推進するための指針として、個人、団体、行 政それぞれの役割を整理し、健康都市づくりの視点を取り入れつつ、基本目 標を「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」としています。

計画の	件水		
基本 目標	基本方向	分野	方針
	生涯を通 じた健康 づくり	育ち・学びの世代	子どもの頃から健全な生活習慣を身につける 安心して子育てができる環境づくり
		働き・子育て世代	生活習慣病の発症予防と重症化予防 働き世代の健診・がん検診の受診環境の整備と受診勧 奨
		成熟世代	生活習慣病の発症予防と重症化の予防 生活機能の維持向上
	疾病の 発症予防	がん	がんの予防と早期発見に努め、がんで亡くなる人を減らします。
「 健 康	• 重症化 予防	循環器疾患・糖尿病	特定健診、特定保健指導を受けて、生活習慣病と重症化を予防します。
寿命		栄養・食生活	田原市のおいしく新鮮な食材を食べ、肥満者や生活習 慣病になる人を減らします。
の 延		身体活動・運動	仲間同士で運動することで、肥満を予防し生活習慣病 を予防します。
M25		休養・こころの健康	子どもの頃から規則正しい生活リズムをつくり、十分 な睡眠・栄養をとり心身の健康を保持します。
	生活習慣	たばこ・COPD	未成年・妊婦の喫煙を防止するとともに、禁煙・受動 喫煙防止の環境整備に取り組みます。
の 縮	の見直し	飲酒	飲酒が及ぼす健康影響について理解し、不適切な飲酒 をやめ、適度な量を心がけ、健康的な飲酒を目指しま す。
小		歯・口腔の健康	子どもの頃から歯を大切にします。かかりつけ医をも ち、年1回以上の歯科検診を受けるようにします。
		健やか親子	子どもたちが健やかにのびのびと育つために、妊娠期からの健康づくりへの支援や地域と連携した子育て 支援の輪を広げます。
	地域社会で支える健康づくり	健康づくりの環境 整備	企業や団体と連携した健康づくり活動を展開します。
で健		市民の健康づくりを支援する人々と健康づくりの輪の推進	地域で健康づくりに取り組み、市民の活動を応援し、健康づくりに取り組む個人や市民を増やして生きます。

# ◆田原市社会福祉協議会 基盤強化計画

計 画 名 田原市社会福祉協議会 第2期基盤強化計画

計画期間 平成30年度~平成34年度

基本理念 市民と共に 未来に広げる 福祉の輪

「田原市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」における田原市社会福祉協議会の役割の遂行や理念を実現していくと同時に、自主財源の確保や職員人材育成により組織強化を図っていくための指針を策定しています。

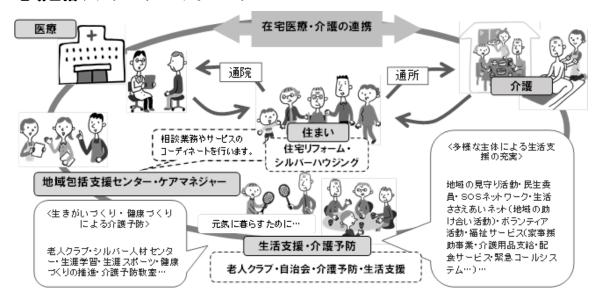
計画概要

「住民参加と協働による活動の展開」、「地域における利用者本位の福祉サービスの推進」、「地域に根ざした総合的な支援体制の整備」、「多様化する福祉ニーズに応じた先駆的な活動への取組」を経営理念とした計画となっています。

部門別基本目標	取組
信頼される社会福祉	1 財源の確保 (財政計画) (1) 自主財源 (2) 公費財源 (3) 事業収入財源(自主事業)
協議会を目指して(法 人運営部門)	<ul><li>(1)職員配置・人材育成</li><li>2 組織・体制</li><li>(2)給与制度、人事評価制度</li><li>(3)理事会・評議員会</li></ul>
安心して暮らせるま ちづくり(地域福祉 活動部門)	1 地域課題の把握、新たな福祉サービス等の企画 2 コミュニティーソーシャルワークができる人材育成 3 ボランティア活動や市民活動の活性化と支援 4 福祉教育の充実と工夫 5 住民主体の地域福祉活動の推進
身近な所で相談できる体制の確保(福祉サービス利用支援部門)	1 成年後見センター事業、日常生活自立支援事業 2 心配ごと相談事業 3 生活困窮者自立相談支援事業 4 生活困窮者就労準備支援事業 5 高齢者支援センター(地域包括支援センター)事業 6 障害者相談支援事業 7 就労移行支援事業 8 生活介護・日中一時支援事業
自分らしく豊かな生活を営めるまちづくり(在宅福祉サービス部門)	<ul> <li>1 居宅介護支援(ケアプランセンター)事業</li> <li>2 訪問介護・障害福祉サービス(ヘルパーステーション)事業</li> <li>3 福祉有償運送事業</li> <li>4 配食サービス事業</li> <li>5 車椅子貸出事業</li> <li>6 高齢者介護予防事業</li> </ul>

# 3 地域包括ケアシステムの概要

#### 地域包括ケアシステムのイメージ



#### 5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」



- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成 要素(住まい・医療・介護・予防・生活支援)が相互に 関係しながら、一体的に提供される姿として図示したも のです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

自助 ■自分のことを自分でする ■自らの健康管理 (セルフケア) ■市場サービスの購入	■高齢	直切 者団体による取組 者によるボランティア・ がい就労 ■ボランティア活動 ■住民組織の活動
■介護保険に代表される 社会保険制度及びサービス 共助		■一般財源による高齢者 福祉事業等 ■生活保護 ■人権擁護・虐待対策 <b>公</b> 助

#### 【費用負担による区分】

- ・「公助」は税による公の負担、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間(被保険者)の負担であり、「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。
- ・これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共 通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

#### 【時代や地域による違い】

- ・2025年までは、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯がより一層増加。 「自助」「互助」の概念や求められる範囲、役割が新しい形に。
- ・都市部では、強い「互助」を期待することが難しい一方、民間サービス 市場が大きく「自助」によるサービス購入が可能。都市部以外の地域は、 民間市場が限定的だが「互助」の役割が大。
- ・少子高齢化や財政状況から、「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した 取組が必要。

# 4 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

く現行>

#### 新しい地域支援事業の体系

介護保険制度の改定に伴い、全国一律の介護予防給付のうち、介護予防訪問介護・介護予防通所介護については平成29年度までに、地域支援事業へと移行することとなりました。

これまでの地域支援事業における介護予防事業が、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業となり、要支援認定者に対する介護予防訪問介護・介護予防通所介護を含めた介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防支援事業を行います。

<見直し後>

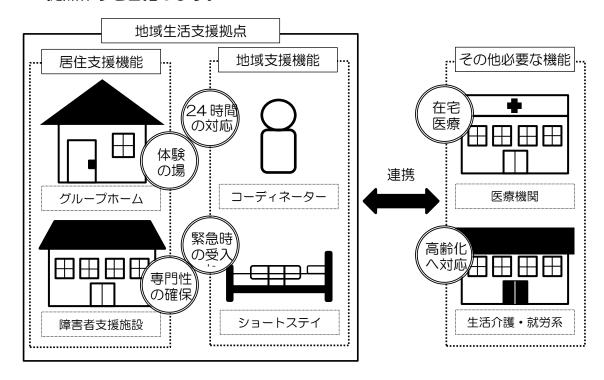
【財源構成】 介護給付 (要介護1~5) 介護給付 (要介護1~5) 現行と同様 介護予防給付 (要支援1~2) 介護予防給付」訪問看護、福祉用具等 国:25% 都道府県: (要支援1~2) 訪問介護、通所介護 地域支援事業 12.5% 地域支援事業 移行 市町村: 介護予防 • 日常生活支援総合事業 (要支援1~2、それ以外の人) 12.5% 介護予防事業 1号保険料 ○介護予防・生活支援サービス事業 又は介護予防・日常生活支援総合事業 22% ・訪問型サービス 全市町村 〇一次予防事業 ・通所型サービス 2号保険料 で実施 ・ 生活支援サービス(配食等) 〇二次予防事業 28% • 介護予防支援事業 (ケアマネジメント) 化(〇一般介護予防事業 【財源構成】 包括的支援事業 包括的支援事業 ○地域包括支援センターの運営 ○地域包括支援センターの運営 (左記に加え、地域ケア会議の充実) (介護予防ケアマネジメント、総合相 国:39% 談支援事業、権利擁護業務、ケアマネ ○在宅医療・介護連携の推進 都道府県: ジメント支援) ○認知症施策の推進 19.5% (認知症初期集中支援チーム、認知 市町村: 症地域支援推進員 等) 12.5% ○生活支援サービスの体制整備 (コーディネーターの配置、協議体 1号保険料: . の設置等) 22% 任意事業 仟意事業 ○介護給付等費用適正化事業 ○介護給付等費用適正化事業 ○家族介護支援事業 ○家族介護支援事業 ○その他事業 ○その他事業

# 5 地域生活支援拠点の概要

#### 地域生活支援拠点のイメージ

地域生活支援拠点等は、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、 そして親なき後を見すえ、そのような状態になっても安心して生活でき ることを目指し整備するものです。整備に当たっては、グループホーム や入所施設に機能を付加する方法と、市内の関係機関が機能を分担する 方法(面的整備型)が想定されます。

田原市においては、障害者総合相談センターがコーディネートの役割を担い、市内の関係機関がそれぞれに必要な役割を担う、面的整備型の拠点作りを目指します。



#### 地域生活支援拠点に求められる機能

- 相談支援体制の整備と地域の体制づくり(地域移行や親元からの自立へ向けた支援)
- 体験の機会や場の提供(ひとり暮らし体験やグループホーム体験等)
- 緊急時の受入や対応(ショートステイの利便性や対応力の向上)
- 専門性(人材の確保と養成、連携等)

# 6 生活困窮者自立支援法の概要

#### 生活困窮者自立支援法とは

働きたくても働けない、住む所がないなど、まずは地域の相談窓口で相談し、解決に向けた支援が受けられるよう、平成27年4月から施行されました。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

#### ■自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。 支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

#### 住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

#### 就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

#### 就労訓練事業

柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)もあります。

#### 一時生活支援事業

住居のない方に衣食住を提供します。

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、 一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援な どの自立支援も行います。

#### 家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

#### 生活困窮世帯の子どもの学習支援

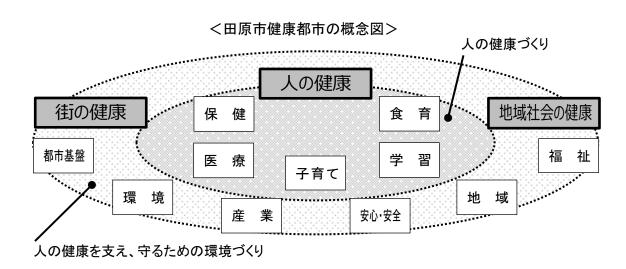
子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる 居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子 どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

# 7 健康都市の概要

#### 健康都市のイメージ

田原市は、平成 25 年7月に WHO (世界保健機関) が提唱する健康都市連合に加盟しました。健康都市とは、保健、医療の分野に加え、環境、教育、文化、まちづくりなど幅広い分野の活動により、そこに住む人のよりよい健康と生活の質の向上を促進する都市環境を提供する都市のことです。



#### <健康都市プログラム基本方針>

保健、医療等、人の健康づくりに直接的に影響を与える分野と、都市基盤や環境等、 人の健康を間接的に支える分野の施策を一体的に進めるために、『田原市健康都市プログラム』を策定しています。

人 の 健 康 … 子どもから高齢期に至るまで、全ての世代の人の心と体が健や

かであること。

街の健康…高齢者も障害者も誰もが外出でき、また、身近な自然とのふれ

あいや環境活動を通して、心の安らぎと健康増進が図れるこ

と。

地域社会の健康 … 安心して生活できる環境があり、また、地域で支え合う仕組み

や、参加と協働により市民活動が活発であること。

# 8 生活ささえあいネットの概要

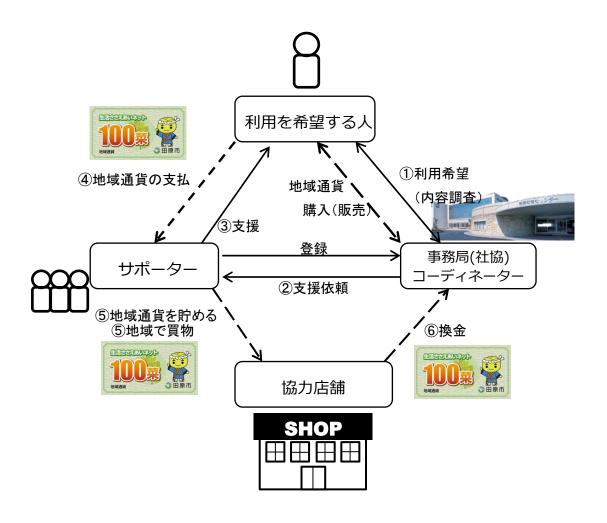
#### 生活ささえあいネットのイメージ

日常生活でちょっとした困りごとがあった時、手助けしてほしい。(**支**援依頼者)

自分ができる時間帯、曜日で簡単なことなら、お手伝いしたい。元気 な今お手伝いして、自分が困った時には手助けしてほしい。(サポーター) 頼みたいけど、お礼をどうしたら良いか、現金ではよそよそしさを感 じてしまう。(支援依頼者)

そこで、支援依頼者がサポーターに渡せる田原市独自の地域通貨「菜(さい)」を使い、ささえあいの支援(お手伝い)をおつなぎします。

「菜」は、協力店舗において 100 菜=100 円で商品等購入費の支払にも使用できます。



# 9 その他

# ○田原市地域包括ケア推進協議会委員名簿

No	所属	氏	名
1	一般社団法人 田原市医師会	永井	徹
2	田原市歯科医師会	中田	克彦
3	田原市薬剤師会	寺田	隆則
4	愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院	長谷	智
5	愛知県豊川保健所	若杉	英志
6	愛知県認知症疾患医療センター	   清水 徳子	
	医療法人松崎病院 豊橋こころのケアセンター	/月/八	C 1011
7	医療法人さわらび会 福祉村病院	安達	薫
8	地域コミュニティ連合会	玉越	宏利
9	社会福祉法人 田原市社会福祉協議会	豊田	慈證
10	田原市民生児童委員協議会	神谷	明
11	田原市老人クラブ連合会	伊藤	明宣
12	田原市介護保険関係事業者等連絡会(福寿園)	中立	次夫
13	田原市介護保険関係事業者等連絡会(あつみの郷)	中神	信明
14	田原市社協高齢者支援センター	横田	淳宗
15	あつみの郷高齢者支援センター	矢嶋	秀和
16	田原福寿園高齢者支援センター	吉田	毅
17	トヨタ自動車株式会社 田原工場	加藤	茂裕
18	アイシン・エィ・ダブリュ株式会社	村田	幸生
19	消防本部	三浦	修司
20	健康福祉部	増田	直道
21	田原福祉専門学校	土平	俊子

※ 敬称略

# ○庁内ワーキング名簿

No		No		
1	防災対策課	7	田原福祉専門学校	
2	総務課	8	街づくり推進課	
3	保険年金課	9	建築課	
4	高齢福祉課	10	生涯学習課	
5	子育て支援課	11	スポーツ課	
6	健康課	事務局	地域福祉課、社会福祉協議会総務課	

# 第3期 田原市地域福祉計画 · 田原市地域福祉活動計画 (2019 年度~2023 年度)

発行日:平成31年3月

発 行:田原市 健康福祉部 地域福祉課

電 話 0531-23-3512

FAX 0531-23-3545

田原市社会福祉協議会 総務課

電 話 0531-23-0610

FAX 0531-23-3970